

②前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、事業主若ハ職業紹介事業者等ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

③政府ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払若ハ第二十八条ノ七第四項（第二十八条ノ八第四項及第二十九条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）若ハ第三十一条ノ二第四項ノ規定ニ依リ支払ヲ受ケタル保険医療機関若ハ保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）又ハ第二十九条ノ四第六項（第三十一条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項ニ規定スル指定訪問看護事業者ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲシテ其ノ支払ヒタル額ニ付返還セシムル外其ノ返還セシムル額ニ百分ノ四十ヲ乗ジテ得タル額ヲ支払ハシムルコトヲ得

## 第二十八条（略）

②前項ノ給付ハ左ニ掲グル療養ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

- 一 食事ノ提供タル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号

②前項ノ場合ニ於テ船舶所有者、事業主若ハ職業紹介事業者等ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ特定承認保険医療機関（同法第八十六条第一項第一号ニ規定スル特定承認保険医療機関ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（同法第六十四条ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ同法第八十八条第一項ニ規定スル主治ノ医師ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者、事業主、職業紹介事業者等、保険医又ハ主治ノ医師ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

③政府ハ詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ療養ノ給付ニ関スル費用ノ支払若ハ第二十八条ノ七第四項、第二十九条第四項若ハ第三十一条ノ二第四項ノ規定ニ依リ支払ヲ受ケタル保険医療機関若ハ保険薬局（健康保険法第六十三条第三項第一号ニ規定スル薬局ヲ謂フ以下之ニ同ジ）若ハ特定承認保険医療機関又ハ第二十九条ノ四第六項（第三十一条ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項ニ規定スル指定訪問看護事業者ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲシテ其ノ支払ヒタル額ニ付返還セシムル外其ノ返還セシムル額ニ百分ノ四十ヲ乗ジテ得タル額ヲ支払ハシムルコトヲ得

## 第二十八条（略）

②前項ノ給付ハ食事ノ提供タル療養（前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノニ限ル以下食事療養ト称ス）ニ係ル給付及選定療養（健康保険法第六十三条第二項ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係

ニ規定スル療養病床ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護ニシテ当該療養ヲ受クル際七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル被保険者又ハ被保険者タリシ者（以下特定長期入院被保険者等ト称ス）ニ係ルモノヲ除ク以下食事療養ト称ス）

二 左ニ掲グル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（特定長期入院被保険者等ニ係ルモノニ限ル以下生活療養ト称ス）  
イ 食事ノ提供タル療養

ロ 温度、照明及給水ニ関スル適切ナル療養環境ノ形成タル療養

三 評価療養（健康保険法第六十三条第二項第三号ニ規定スル評価療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）

四 選定療養（健康保険法第六十三条第二項第四号ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）

③⑦（略）

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ三十

二（略）

三 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル報酬ノ額ガ政令ヲ以テ定ムル額以上ナルトキ 百分ノ三十

ル給付ヲ含マザルモノトス

③⑦（略）

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 次号又ハ第三号ニ掲グル場合以外ノ場合 百分ノ三十

二（略）

三 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合ニシテ政令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル報酬ノ額ガ政令ヲ以テ定ムル額以上ナルトキ 百分ノ二十

② (略)

③ 保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金(第二十八条ノ三ノ三第一項第一号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラレタルトキハ当該減額セラレタル一部負担金)ノ支払ヲ受クベキモノトシ保険医療機関又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラズ仍療養ノ給付ヲ受ケタル者ガ当該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ社会保険庁長官ハ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第二十八条ノ三ノ三 社会保険庁長官ハ災害其ノ他ノ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事情アル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニシテ保険医療機関又ハ保険薬局ニ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ依ル一部負担金ヲ支払フコト困難ナリト認メラルモノニ対シ左ニ掲グル措置ヲ講ズルコトヲ得

一 一部負担金ヲ減額スルコト

二 一部負担金ノ支払ヲ免除スルコト

三 保険医療機関又ハ保険薬局ニ対スル支払ニ代ヘテ一部負担金ヲ直接徴収シ其ノ徴収ヲ猶予スルコト

② 前項ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ第二十八条ノ三第一項ノ規定ニ拘ラズ前項第一号ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ其ノ減額セラレタル一部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フヲ以テ足り同項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依ル措置ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ於テハ一部負担金ヲ保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フコトヲ要サズ

③ 前条ノ規定ハ前項ノ一部負担金ノ支払ニ付之ヲ準用ス

② (略)

③ 保険医療機関又ハ保険薬局ハ一部負担金ノ支払ヲ受クベキモノトシ保険医療機関又ハ保険薬局ガ善良ナル管理者ト同一ノ注意ヲ以テ其ノ支払ヲ受クベク努メタルニ拘ラズ仍療養ノ給付ヲ受ケタル者ガ当該一部負担金ノ全部又ハ一部ヲ支払ハザルトキハ社会保険庁長官ハ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ請求ニ依リ本法ノ規定ニ依ル徴収金ノ例ニ依リ之ヲ処分スルコトヲ得

第二十八条ノ七 被保険者又ハ被保険者タリシ者（特定長期入院被保険者等ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ之ヲ支給ス

②入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス）ヨリ食事療養標準負担額（同条第二項ニ規定スル食事療養標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ控除シタル額トス

③⑤⑦（略）

第二十八条ノ八 特定長期入院被保険者等ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル生活療養ニ要シタル費用ニ付入院時生活療養費トシテ之ヲ支給ス

②入院時生活療養費ノ額ハ当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条の二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額ト称ス）ヨリ生活療養標準負担額（同条第二項ニ規定スル生活療養標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ控除シタル額トス

第二十八条ノ七 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ之ヲ支給ス

②入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス）ヨリ標準負担額（同条第二項ニ規定スル標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ控除シタル額トス

③⑤⑦（略）

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル入院時生活療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ入院時生活療養費ノ額ニ付テハ入院時生活療養費算定額トス

④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ前条第四項乃至第六項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル生活療養及之ニ伴フ入院時生活療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ評価療養又ハ選定療養ヲ受ケタルトキハ保険外併用療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②保険外併用療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含まルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含まルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額）トス

一 当該療養（食事療養及生活療養ヲ除ク）ニ付健康保険法第八十六条第二項第一号ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルト

第二十九条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

一 特定承認保険医療機関ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル療養

二 第二十八条第五項各号ニ掲グル病院若ハ診療所（特定承認保険医療機関ヲ除ク）又ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル選定療養

②特定療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含まルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額）トス

一 当該療養（食事療養ヲ除ク）ニ付健康保険法第八十六条第二項第一号ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現

キハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ保険外併用療養費算定額ト称ス)ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ從ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額(療養ノ給付ニ係ル同項ノ規定ニ依ル一部負担金ニ付第二十八条ノ三ノ三第一項各号ノ規定ニ依ル措置ヲ講ゼラルベキトキハ当該措置ヲ講ゼラレタル場合ノ額)ヲ控除シタル額

二 当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス)ヨリ食事療養標準負担額ヲ控除シタル額

三 当該生活療養ニ付健康保険法第八十五条ノ二第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時生活療養費算定額ト称ス)ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル保険外併用療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付保険外併用療養費算定額(当該療養ニ食事療養ガ含マルトキハ当該保険外併用療養費算定額及入院時食事療養費算定額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含マルトキハ当該保険外併用療養費算定額及入院時生活療養費算定額ノ合算額)以下本条ニ於テ算定費用額ト称ス)トシ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ保険外併用療養費ノ額ニ付テハ算定費用額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

ニ療養ニ要シタル費用ノ額第四項ニ於テ特定療養費算定額ト称ス)ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ從ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額

二 当該食事療養ニ付健康保険法第八十五条第二項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額第四項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス)ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

③前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル特定療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付特定療養費算定額(当該療養ニ食事療養ガ含マルトキハ当該特定療養費算定額及入院時食事療養費算定額ノ合算額)以下本条ニ於テ算定費用額ト称ス)トシ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ特定療養費ノ額ニ付テハ算定費用額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生労働大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

④第一項ノ場合ニ於テハ社会保険庁長官ハ其ノ療養ヲ受ケタル者が当該

特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ支払フベキ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

⑤前項ノ規定ニ依リ特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ニ対シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ特定療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

⑥特定承認保険医療機関又ハ保険医療機関等ハ第一項ニ規定スル療養ニ要シタル費用ニ付支払ヲ受クル際当該支払ヲ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

⑦第二十八条第五項第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ガ健康保険法第八十六条第一項第一号ノ承認ヲ受ケタルトキハ第二十八条第五項ノ規定ニ拘ラズ当該病院又ハ診療所ニ於テハ療養ノ給付（前条第一項ニ規定スル入院時食事療養費ニ係ル療養ヲ含ム）ヲ為サズ

⑧健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二並ニ第二十八条ノ四第三項ノ規定ハ特定承認保険医療機関ニ就キ受ケタル療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

⑨健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項並ニ第二十八条ノ六第一項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル選定療養及之ニ伴フ特定療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

⑩第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第四項ノ場合ニ於テ算定費用額ヨリ当該

④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ第二十八条ノ七第四項乃至第六項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル評価療養及選定療養並ニ之等ニ伴フ保険外併用療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

⑤第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ準用スル第二十八条ノ

七第四項ノ場合ニ於テ算定費用額ヨリ当該療養ニ要シタル費用ニ付保  
険外併用療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ  
支払ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ二 社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支  
給、入院時生活療養費ノ支給若ハ保険外併用療養費ノ支給（以下本条  
ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）ヲ為スコト困難ナリト認メタルトキ又ハ  
被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ保険医療機関等以外ノ病院、診療所  
、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当ヲ受ケタル場合ニ  
於テ社会保険庁長官ガ已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ療養ノ給付  
等ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養（食  
事療養及生活療養ヲ除ク）ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二  
十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ  
得タル額ヲ控除シタル額及当該食事療養又ハ生活療養ニ付算定シタル  
費用ノ額ヨリ食事療養標準負担額又ハ生活療養標準負担額ヲ控除シタ  
ル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

②（略）

③前二項ノ費用ノ算定ニ関シテハ療養ノ給付ヲ受クベキ場合ニ於テハ第  
二十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、入院時食事療養費ノ支給ヲ受クベ  
キ場合ニ於テハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定、入院時生活療養  
費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ八第二項ノ費用ノ算定  
、保険外併用療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十九条第二項  
ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ  
超ユルコトヲ得ズ

療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル  
額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ二 社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支  
給若ハ特定療養費ノ支給（以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）ヲ為  
スコト困難ナリト認メタルトキ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ  
保険医療機関等及特定承認保険医療機関以外ノ病院、診療所、薬局其  
ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当ヲ受ケタル場合ニ於テ社会  
保険庁長官ガ已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ療養ノ給付等ニ代ヘ  
テ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九条ノ三 前条ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ当該療養（食  
事療養ヲ除ク）ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三  
第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ  
控除シタル額及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額  
ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

②（略）

③前二項ノ費用ノ算定ニ関シテハ療養ノ給付ヲ受クベキ場合ニ於テハ第  
二十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、入院時食事療養費ノ支給ヲ受クベ  
キ場合ニ於テハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定、特定療養費ノ支  
給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十九条第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル  
但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ



第二十九条ノ四 (略)

②・③ (略)

④ 訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第八十八条第四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額(療養ノ給付ニ係ル第二十八条ノ三ノ三第一項各号ノ規定ニ依ル措置ガ講ゼラルベキトキハ当該措置ガ講ゼラレタル場合ノ額)ヲ控除シタル額トス

⑤⑩⑫ (略)

第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額(第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク)アルトキハ社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

一・二 (略)

三 入院時生活療養費ノ支給 第二十八条ノ八第二項ニ規定スル入院時生活療養費算定額ヨリ其ノ生活療養ニ要シタル費用ニ付入院時生活療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額

四 保険外併用療養費ノ支給 第二十九条第三項ニ規定スル算定費用額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額

第二十九条ノ四 (略)

②・③ (略)

④ 訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第八十八条第四項ノ規定ニ依ル厚生労働大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ額ニ第二十八条ノ三第一項各号ノ区分ニ従ヒ同項各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ控除シタル額トス

⑤⑩⑫ (略)

第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及入院時食事療養費、特定療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額(第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク)アルトキハ社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

一・二 (略)

三 特定療養費ノ支給 第二十九条第三項ニ規定スル算定費用額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額

五 (略)  
六 (略)

②前項ノ規定ハ第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ六 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ療養ノ給付（保険外併用療養費ニ係ル療養ヲ含ム）ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ移送費トシテ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

② (略)

第三十条 (略)

②傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 (略)

二 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養及訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケザルニ至リタル日以後一月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

三 (略)

③ (略)

第三十一条 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、入院時生活療養費ノ支給、保険外併用療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費ノ支給（以下本条ニ於テ療養

四 (略)  
五 (略)

②前項ノ規定ハ第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付及入院時食事療養費、特定療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条ノ六 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ療養ノ給付（特定療養費ニ係ル療養ヲ含ム）ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ移送費トシテ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

② (略)

第三十条 (略)

②傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 (略)

二 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付、特定療養費ニ係ル療養及訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケザルニ至リタル日以後一月ノ範囲内ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額

三 (略)

③ (略)

第三十一条 被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因リ資格喪失前ニ発シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関スル療養ノ給付、入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費ノ支給（以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス）ハ被保険者ノ資

ノ給付等ト称ス）ハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ但シ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ左ノ各号ノ一二該当スルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

一 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付等若ハ家族療養費、家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ医療若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給（次項後段ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル医療又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク）ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二（略）

③第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ老人保健法第二十五条第一項各号ニ掲グル者ニシテ健康保険法第一百四十五条第一項ノ規定ニ該当スルモノガ当該疾病又ハ負傷ニ付老人保健法ノ規定ニ依リ医療又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ニ於テ亦同ジ

④（略）

格ヲ喪失シタル日ヨリ起算シ六月ヲ経過シタルトキハ之ヲ為サズ但シ雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ受クル間ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ左ノ各号ノ一二該当スルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

一 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付等若ハ家族療養費、家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ医療若ハ入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給（次項後段ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル医療又ハ入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク）ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二（略）

③第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ老人保健法第二十五条第一項各号ニ掲グル者ニシテ健康保険法第一百四十五条第一項ノ規定ニ該当スルモノガ当該疾病又ハ負傷ニ付老人保健法ノ規定ニ依リ医療又ハ入院時食事療養費、特定療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ニ於テ亦同ジ

④（略）

第三十一条ノ二 被扶養者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ保険医療機関等ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養（第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク）ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含マルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含マルルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額）トス

一 当該療養（食事療養及生活療養ヲ除ク）ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ニ左ノイ乃至ニ二掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニ二定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

イ 被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ニシテ七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ七十

ロ・ハ（略）

ニ 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ七十

二 当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ食事療養標準負担額ヲ控除シタル額

三 当該生活療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該生活療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ生活療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ生活療養標準負担額ヲ控除シタル額

③前項第一号ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ保険医療機関等ヨリ療養（評価療養及選定療養ヲ除ク）ヲ受クル場合ニ於テハ第二十八条

第三十一条ノ二 被扶養者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ保険医療機関等又ハ特定承認保険医療機関ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養（第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク）ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含マルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額）トス

一 当該療養（食事療養ヲ除ク）ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）ニ左ノイ乃至ニ二掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニ二定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

イ ロ乃至ニ二掲グル場合以外ノ場合 百分ノ七十

ロ・ハ（略）

ニ 第二十八条ノ三第一項第三号ニ掲グル場合ニ該当スル被保険者其ノ他政令ヲ以テ定ムル被保険者ノ被扶養者ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十

二 当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

③前項第一号ノ療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ保険医療機関等ヨリ療養（選定療養ヲ除ク）ヲ受クル場合ニ於テハ第二十八条ノ四第二項

ノ四第二項ノ費用ノ算定、保険医療機関等ヨリ評価療養又ハ選定療養ヲ受クル場合ニ於テハ第二十九条第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第二号ノ食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定、前項第三号ノ生活療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第二十八条ノ八第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

④・⑤ (略)

⑥第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条ノ七第六項、第二十九条ノ二並ニ第二十九条ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス

⑦ (略)

第三十一条ノ二ノ二 社会保険庁長官ハ第二十八条ノ三ノ三第一項ニ規定スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ被扶養者ニ係ル家族療養費ノ支給ニ付前条第二項第一号イ乃至ニ定ムル割合ヲ夫々ノ割合ヲ超エ百分ノ百以下ノ範囲内ニ於テ社会保険庁長官ガ定メタル割合トスル措置ヲ講ズルコトヲ得

②前項ニ規定スル被扶養者ニ係ル前条第四項ノ規定ノ適用ニ付同項中「家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額」トアルハ「当該療養ニ付算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）」トス此ノ場合ニ於テ社会保険庁長官ハ当該支払ヒタル額ヨリ家族療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ヲ控除シタル額ヲ其ノ被扶養者ニ係ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ヨリ直接徴収スルコトトシ其ノ徴収ヲ猶予スルコトヲ得

ノ費用ノ算定、特定承認保険医療機関ヨリ療養ヲ受クル場合又ハ保険医療機関等ヨリ選定療養ヲ受クル場合ニ於テハ第二十九条第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第二号ノ食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第二十八条ノ七第二項ノ費用ノ算定ノ例ニ依ル

④・⑤ (略)

⑥第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条ノ七第六項、第二十九条第六項、第二十九条ノ二並ニ第二十九条ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス

⑦ (略)

第三十一条ノ三 (略)

② 家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ニ第三十一条ノ二第二項第一号イ乃至ニ二掲グル場合ノ区分ニ從ヒ当該イ乃至ニ二定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額 (家族療養費ノ支給ニ付前条第一項又ハ第二項ノ規定ガ適用セラルベキトキハ当該規定ガ適用セラレタル場合ノ額) トス

③ (略)

第三十一条ノ六 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養 (食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ) ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費トシテ支給セラレル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

② (略)

第五十条ノ九 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニシテ葬祭ヲ行フモノニ対シ葬祭料ヲ支給ス

第三十一条ノ三 (略)

② 家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ニ前条第二項第一号イ乃至ニ二掲グル場合ノ区分ニ從ヒ当該イ乃至ニ二定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

③ (略)

第三十一条ノ六 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養 (食事療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ) ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

② (略)

第五十条ノ九 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニシテ葬祭ヲ行フモノニ対シ葬祭料トシテ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額 (其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ満たザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額トシ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ厚生労働大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス) ヲ支給ス

一・二 (略)

三 被保険者タリシ者ニシテ療養ノ給付、保険外併用療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費ノ支給ヲ受クルモノガ死亡シタルトキ（職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキニ限ル）

② 葬祭料ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ被保険者ノ資格喪失当時ノ標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額（其ノ額厚生労働大臣ノ定ムル当該標準報酬月額ノ二月分ニ相当スル金額ヲ下ラザル金額トス）

二 職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ付テハ政令ヲ以テ定ムル額

③ 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ葬祭ヲ行ヒタル者ニ対シ前項ノ金額ノ範囲内ニ於テ其ノ葬祭ニ要シタル費用ニ相当スル金額ノ葬祭料ヲ支給ス

第五十条ノ十 被扶養者死亡シタルトキハ被保険者ニ対シ家族葬祭料トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

第五十一条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ故意ニ事故（傷病給付金ニ付テハ当該給付ノ原因タルベキ疾病又ハ負傷トス以下之ニ同ジ）ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、傷病給付金、障害年金若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ

② (略)

一・二 (略)

三 被保険者タリシ者ニシテ療養ノ給付、特定療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費ノ支給ヲ受クルモノガ死亡シタルトキ（職務上ノ事由又ハ通勤ニ因リ死亡シタルトキニ限ル）

② 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ナキトキハ葬祭ヲ行ヒタル者ニ対シ前項ノ金額ノ範囲内ニ於テ其ノ葬祭ニ要シタル費用ニ相当スル金額ノ葬祭料ヲ支給ス

第五十条ノ十 被扶養者死亡シタルトキハ被保険者ニ対シ家族葬祭料トシテ前条第一項ノ規定ニ依ル葬祭料ノ金額ノ百分ノ七十二相当スル金額（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ満たザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）ヲ支給ス

第五十一条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ故意ニ事故（傷病給付金ニ付テハ当該給付ノ原因タルベキ疾病又ハ負傷トス以下之ニ同ジ）ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、傷病給付金、障害年金若ハ障害手当金ノ支給ヲ為サズ

② (略)

第五十二条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、故意ニ鬭争シ若ハ著シキ不行跡ヲ為シタルニ因リ、故意ニ危害予防ニ関スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ従ハザルニ因リ又ハ正当ノ理由ナクシテ故意ニ療養ニ関スル指揮ニ従ハザルニ因リ事故ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給ノ全部若ハ一部ヲ為サズ又ハ移送費、傷病手当金、傷病給付金、障害年金、障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料ノ全部若ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十三条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金ノ支給（厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトス

一〇四（略）

②療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給（此等ノ給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノヲ除ク）ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病又ハ負傷ニ関シ介護保険法ノ規定ニ依リ夫々ノ給付ニ相当スル給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ

第五十二条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行為ニ因リ若ハ重大ナル過失ニ因リ、故意ニ鬭争シ若ハ著シキ不行跡ヲ為シタルニ因リ、故意ニ危害予防ニ関スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ従ハザルニ因リ又ハ正当ノ理由ナクシテ故意ニ療養ニ関スル指揮ニ従ハザルニ因リ事故ヲ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付、入院時食事療養費、特定療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給ノ全部若ハ一部ヲ為サズ又ハ移送費、傷病手当金、傷病給付金、障害年金、障害手当金、遺族年金若ハ葬祭料ノ全部若ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

第五十三条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ其ノ期間療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ為サズ但シ第一号ニ該当スル場合ニ於テハ第二十八条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付及移送費ノ支給（船員法第四十七条ニ規定スル送還ヲ受クルコトヲ得ル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトシ第二号及第三号ニ該当スル場合ニ於テハ傷病手当金及出産手当金ノ支給（厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合以外ノ場合ニ限ル）ヲ除クモノトス

一〇四（略）

②療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費若ハ訪問看護療養費ノ支給（此等ノ給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノヲ除ク）ハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ同一ノ疾病又ハ負傷ニ関シ介護保険法ノ規定ニ依リ夫々ノ給付ニ相当スル給付ヲ受クルコトヲ得ベキトキハ之ヲ為サズ



一・二 (略)

③ 他ノ法令ニ依リ国又ハ公共団体ノ負担ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ為サズ

④ (略)

第五十六条ノ三 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産育児一時金又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若ハ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

② 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ関シ労働者災害補償保険法ノ規定ニ依リ此等ニ相当スル保険給付ノ支給アリタルトキハ之ヲ為サズ

第五十八条 (略)

② (略)

③ 国庫ハ前二項ニ規定スル費用ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ノ内政令ノ定ムルモノニ付療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過スルモ治癒セザル場合ニ於ケル療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費及傷病手当金ニ要スル費用並ニ障害年金(政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スルモノニ

一・二 (略)

③ 他ノ法令ニ依リ国又ハ公共団体ノ負担ニ於テ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ為サズ

④ (略)

第五十六条ノ三 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産育児一時金又ハ家族葬祭料ノ支給ハ同一ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若ハ埋葬料ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第五十八条 (略)

② (略)

③ 国庫ハ前二項ニ規定スル費用ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ノ内政令ノ定ムルモノニ付療養ノ給付、特定療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過スルモ治癒セザル場合ニ於ケル療養ノ給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費及傷病手当金ニ要スル費用並ニ障害年金(政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スルモノニ限ル)ニ要スル費用ニシテ船員法

限ル)ニ要スル費用ニシテ船員法第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

④ (略)

第五十九条 (略)

②⑤ (略)

⑥ 社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、老人保健拠出金及退職者給付拠出金ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑦⑫ (略)

第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

④ (略)

第五十九条 (略)

②⑤ (略)

⑥ 社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、老人保健拠出金及退職者給付拠出金ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満たザルトキト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑦⑫ (略)

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（平成十九年四月施行）  
 （第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

定ム  
 第四条 標準報酬月額ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ

定ム  
 第四条 標準報酬月額ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	五八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六三、〇〇〇円以上 七三、〇〇〇円未満
第三級	七八、〇〇〇円	七三、〇〇〇円以上 八三、〇〇〇円未満
第四級	八八、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 九三、〇〇〇円未満
第五級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第六級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第七級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第八級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満

第二級	第二〇級	第十九級	第十八級	第十七級	第十六級	第十五級	第十四級	第十三級	第二級	第一級	第一〇級	第九級
二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円
二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満 一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満 一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満 一三八、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満 一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満 一二二、〇〇〇円以上

第一七級	第一六級	第一五級	第一四級	第一三級	第一二級	第一級	第一〇級	第九級	第八級	第七級	第六級	第五級
二八〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一四二、〇〇〇円	一三四、〇〇〇円	一二六、〇〇〇円
二九〇、〇〇〇円未満 二七〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満 二五〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満 二三〇、〇〇〇円以上	二三〇、〇〇〇円未満 二一〇、〇〇〇円以上	二一〇、〇〇〇円未満 一九五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満 一八五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満 一七五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満 一六五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満 一五五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満 一四六、〇〇〇円以上	一四六、〇〇〇円未満 一三八、〇〇〇円以上	一三八、〇〇〇円未満 一三〇、〇〇〇円以上	一三〇、〇〇〇円未満 一二二、〇〇〇円以上

第三四級	第三三級	第三二級	第三一級	第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第三三級	第三二級
六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上

第三〇級	第二九級	第二八級	第二七級	第二六級	第二五級	第二四級	第二三級	第二二級	第二一級	第二〇級	第一九級	第一八級
六二〇、〇〇〇円	五九〇、〇〇〇円	五六〇、〇〇〇円	五三〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円	四七〇、〇〇〇円	四四〇、〇〇〇円	四一〇、〇〇〇円	三八〇、〇〇〇円	三六〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円
六〇五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満 五七五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満 五四五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満 五一五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満 四八五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満 四五五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満 四二五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満 三九五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満 三七〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満 三五〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満 三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満 三一〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満 二九〇、〇〇〇円以上

第四六級	一、一五〇、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円未満 一、一一五、〇〇〇円以上
第四五級	一、〇九〇、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円以上 一、〇一五、〇〇〇円未満
第四四級	一、〇三〇、〇〇〇円	一、〇〇五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四三級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上 一、〇〇五、〇〇〇円未満
第四二級	九三〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円未満 九〇五、〇〇〇円以上
第四一級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第四〇級	八三〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円未満 八一〇、〇〇〇円以上
第三九級	七九〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円未満 七七〇、〇〇〇円以上
第三八級	七五〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円未満 七三〇、〇〇〇円以上
第三七級	七一〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円未満 六九五、〇〇〇円以上
第三六級	六八〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円未満 六六五、〇〇〇円以上
第三五級	六五〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上
		六三五、〇〇〇円未満

第三九級	九八〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円以上
第三八級	九三〇、〇〇〇円	九五五、〇〇〇円未満 九〇五、〇〇〇円以上
第三七級	八八〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円以上 九〇五、〇〇〇円未満
第三六級	八三〇、〇〇〇円	八五五、〇〇〇円未満 八一〇、〇〇〇円以上
第三五級	七九〇、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円未満 七七〇、〇〇〇円以上
第三四級	七五〇、〇〇〇円	七七〇、〇〇〇円未満 七三〇、〇〇〇円以上
第三三級	七一〇、〇〇〇円	七三〇、〇〇〇円未満 六九五、〇〇〇円以上
第三二級	六八〇、〇〇〇円	六九五、〇〇〇円未満 六六五、〇〇〇円以上
第三一級	六五〇、〇〇〇円	六六五、〇〇〇円未満 六三五、〇〇〇円以上
		六三五、〇〇〇円未満

第四七級

一、二二〇、〇〇〇円

一、一七五、〇〇〇円以上

②③⑥ (略)

第四条ノ五 社会保険庁長官ハ被保険者ガ賞与ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与額ニ千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス但シ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与ニヨリ其ノ年度(毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ニ於ケル標準賞与額ノ累計額ガ五百四十万円ヲ超ユルコトナル場合ニハ当該累計額ガ五百四十万円ト為サントセント其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定シ其ノ年度ニ於テ其ノ月ノ翌月以降ニ受クル賞与ノ標準賞与額ハ零トス

② (略)

第十九条ノ三 (略)

②・③ (略)

④ 第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ関シテハ第二十七条ノ四並ニ第三章第二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付(出産手当金ヲ除ク)ニ限り之ヲ為スモノトス

第三十条 (略)

② 傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一・二 (略)

三 職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ一日ニ付標準報酬日額ノ三分ノ二ニ相当スル金額(其ノ金額ニ五十銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上

②③⑥ (略)

第四条ノ五 社会保険庁長官ハ被保険者ガ賞与ヲ受ケタル月ニ於テ其ノ月ニ当該被保険者ガ受ケタル賞与額ニ千円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ其ノ月ノ標準賞与額ヲ決定ス此ノ場合ニ於テ当該標準賞与額ガ二百万円ヲ超ユルトキハ之ヲ二百万円トス

② (略)

第十九条ノ三 (略)

②・③ (略)

④ 第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ関シテハ第二十七条ノ四並ニ第三章第二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付ニ限り之ヲ為スモノトス

第三十条 (略)

② 傷病手当金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

一・二 (略)

三 職務外ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷ニ付テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二ニ相当スル金額

グルモノトス

③第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ係ル第一項ノ規定ニ依ル傷病手当金ノ支給ハ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ起算シ一年以上経過シタルトキニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ之ヲ為サズ

④被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日)前ニ於ケル第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上ナルコト(第三十二条ノ三及第三十二条ノ四ニ於テ支給要件期間ト称ス)ヲ要ス

第三十二条 (略)

②前項ノ場合ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分娩ノ日以前ニ於テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間、分娩ノ日後五十六日以内ニ於テ職務ニ服セザリシ期間出産手当金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ三分ノ二ニ相当スル金額(其ノ金額ニ五十銭未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五十銭以上一円未満ノ端数アルトキハ之ヲ一円ニ切上グルモノトス)ヲ支給ス

第三十二条ノ三 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後分娩シタルニ因リ第三十二条第一項ノ規定ニ依リ出産育児一時金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス

③被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ取得シタル日)前ニ於ケル第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ガ其ノ日前一年間ニ於テ三月以上又ハ其ノ日前三年間ニ於テ一年以上ナルコトヲ要ス

第三十二条 (略)

②前項ノ場合ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ分娩ノ日以前ニ於テ船員法第八十七条ノ規定ニ依リ職務ニ服セザリシ期間、分娩ノ日後五十六日以内ニ於テ職務ニ服セザリシ期間出産手当金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス

第三十二条ノ三 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後分娩シタルニ因リ第三十二条ノ規定ニ依リ支給スベキ保険給付ハ被保険者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルトキニ限り之ヲ支給ス



第三十二条ノ四 被保険者タリシ者ガ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル第三十二条第二項ノ規定ニ依リ出産手当金ノ支給ヲ受クルニハ被保険者タリシ者ガ第十九条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日前ニ分娩シタルコト又ハ同条ノ規定ニ依リ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ六月以内ニ分娩シタルコト及支給要件期間ヲ要ス

第三十二条ノ四 第三十条第三項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ第三十二条及前条ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失前ノ分娩ニ関シ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル出産手当金ノ支給ヲ受クル場合又ハ其ノ資格喪失後ノ分娩ニ関シ出産育児一時金若ハ出産手当金ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（平成二十年四月施行）  
 （第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第二章ノ二（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 療養ノ給付及傷病手当金等（第二十八条―第三十一条ノ七）</p> <p>第三節～第九節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 不服申立（第六十三条―第六十六条）</p> <p>第六章 罰則（第六十七条―第七十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第一項ノ被扶養者ノ範圍ハ左ニ掲グルモノトス但シ後期高齢者医療ノ被保険者（高齢者ノ医療ノ確保ニ関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条ノ規定ニ依ル被保険者ヲ謂フ）及同条各号ノ一ニ該当スル者ニシテ同法第五十一条ノ規定ニ依リ後期高齢者医療ノ被保険者ト為ラザリシモノ（以下後期高齢者医療ノ被保険者等ト称ス）ハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第二章ノ二（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 療養ノ給付及傷病手当金等（第二十八条―第三十一条ノ六）</p> <p>第三節～第九節（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 不服申立（第六十三条―第六十七条）</p> <p>第六章 罰則（第六十八条―第七十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 第一項ノ被扶養者ノ範圍ハ左ニ掲グルモノトス</p>

一 被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事实上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）、子、孫及弟妹ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二（四）（略）

第五条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル権利及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、傷病手当金、家族移送費、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、失業等給付、介護料、行方不明手当金、葬祭料、家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ヲ受クル権利ハ二年ヲ経過シタルトキ其ノ他ノ保険給付ヲ受クル権利ハ五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②（略）

第九条ノ四 船員保険ヲ管掌シタル政府ノ職員又ハ職員タリシ者ハ船員保険事業（第三章第四節乃至第六節及第七節第一款ニ規定スル保険給付ニ関スル事業ヲ除ク）ニ関シテ職務上知得シタル秘密ヲ正当ノ理由ナクシテ漏ラサザルベシ

第九条ノ五（略）

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タ

一 被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事实上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）、子、孫及弟妹ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二（四）（略）

第五条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ヲ徴収シ又ハ其ノ還付ヲ受クル権利及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、移送費、傷病手当金、家族移送費、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、失業等給付、介護料、行方不明手当金、葬祭料、家族葬祭料又ハ第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ヲ受クル権利ハ二年ヲ経過シタルトキ其ノ他ノ保険給付ヲ受クル権利ハ五年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

②（略）

第九条ノ四（略）

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タ

ラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ）又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

②④（略）

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日（第四号乃至第六号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一〇五（略）

六 後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタルトキ

第二十八条（略）

②（略）

③ 第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

一 次号ニ掲グル者以外ノ被保険者 疾病又ハ負傷

二 後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ負傷

イ・ロ（略）

三（略）

④⑦（略）

ラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ）タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

②④（略）

第十九条ノ四 前条ノ規定ニ依ル被保険者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルニ至リタル日ノ翌日（第四号又ハ第五号ニ該当スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一〇五（略）

第二十八条（略）

②（略）

③ 第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス

一 七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク） 疾病又ハ負傷

二 七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ負傷

イ・ロ（略）

三（略）

④⑦（略）

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 (略)

二 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合(次号ニ掲グル場合ヲ除ク) 百分ノ二十

三 (略)

②・③ (略)

第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額(第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費又ハ第三十一条ノ七第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額介護合算療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク)アルトキハ社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

一〇六 (略)

② (略)

第三十条 (略)

第二十八条ノ三 第二十八条第五項ノ規定ニ依リ保険医療機関又ハ保険薬局ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該給付ニ付第二十八条ノ四第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ニ当該各号ニ規定スル割合ヲ乗ジテ得タル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ支払フベシ但シ其ノ者ガ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付ヲ受クルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 (略)

二 七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合(次号ニ掲グル場合ヲ除ク) 百分ノ十

三 (略)

②・③ (略)

第二十九条ノ五 船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付及入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額(第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク)アルトキハ社会保険庁長官ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス

一〇六 (略)

② (略)

第三十条 (略)

②③④ (略)

⑤傷病手当金ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ  
病手当金ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第三十一条 (略)

②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ左ノ各号ノ一二該当スルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

一 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付等若ハ家族療養費、家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ高齢者ノ医療ノ確保に關する法律ノ規定ニ依リ療養ノ給付若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 其ノ者ガ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者若ハ健康保険ノ被保険者若ハ此等ノ者ノ被扶養者、国民健康保険ノ被保険者又ハ後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタルトキ

③第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ

②③④ (略)

第三十一条 (略)

②前項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ左ノ各号ノ一二該当スルニ至リタルトキハ之ヲ為サズ

一 当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ療養ノ給付等若ハ家族療養費、家族訪問看護療養費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ医療若ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給（次項後段ノ規定ニ該当スル場合ニ於ケル医療又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ除ク）ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二 其ノ者ガ第十七条ノ規定ニ依ル被保険者若ハ健康保険ノ被保険者若ハ此等ノ者ノ被扶養者又ハ国民健康保険ノ被保険者ト為リタルトキ

③第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付等（船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養ノ給付等ヲ除ク）ハ当該疾病又ハ負傷ニ付健康保険法第五章ノ規定ニ依リ特別療養費又ハ移送費若ハ家族移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ハ之ヲ為サズ老人保健法第二十五条第一項各号ニ掲グル者ニシテ健康保険法第百四十五条第一項ノ規定ニ該当スルモノガ当該疾病又ハ負傷ニ付老人保健法ノ規定ニ依リ医療又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、老人訪問看

④ (略)

第三十一条ノ二 被扶養者ガ保険医療機関等ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養(第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク)ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含まルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含まルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額)トス

一 当該療養(食事療養及生活療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ニ左ノイ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

イ 被扶養者ガ六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日ノ翌日以後ニシテ七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ七十

ロ 被扶養者ガ六歳ニ達スル日以後ノ最初ノ三月三十一日以前ナル場合 百分ノ八十

ハ 被扶養者(ニニ定ムル被扶養者ヲ除ク)ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ八十

ニ (略)

二・三 (略)

③⑦ (略)

第三十一条ノ三 被扶養者ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ

④ (略)

護療養費若ハ移送費ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル間ニ於テ亦同ジ

第三十一条ノ二 被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ保険医療機関等ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ療養(第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養ヲ除ク)ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②家族療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含まルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額、当該療養ニ生活療養ガ含まルトキハ当該額及第三号ニ規定スル額ノ合算額)トス

一 当該療養(食事療養及生活療養ヲ除ク)ニ付算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ニ左ノイ乃至ニニ掲グル場合ノ区分ニ従ヒ当該イ乃至ニニ定ムル割合ヲ乗ジテ得タル額トス

イ 被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ニシテ七十歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ七十

ロ 被扶養者ガ三歳ニ達スル日ノ属スル月以前ナル場合 百分ノ八十

ハ 被扶養者(ニニ定ムル被扶養者ヲ除ク)ガ七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル場合 百分ノ九十

ニ (略)

二・三 (略)

③⑦ (略)

第三十一条ノ三 被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコト

受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②・③ (略)

第三十一条ノ四 被扶養者ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ被保険者ニ対シ家族移送費トシテ第二十九条ノ六第一項ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

② (略)

第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス(同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス(同法第八条第一項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ)若ハ之ニ相当スルサービス(此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル)、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等(同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス(同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項ニ規定スル指定介護予防サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)若ハ特例介護予防サ

ヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタルトキハ被保険者ニ対シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

②・③ (略)

第三十一条ノ四 被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ被保険者ニ対シ家族移送費トシテ第二十九条ノ六第一項ニ規定スル厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

② (略)

第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス(同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス(同法第八条第一項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ)若ハ之ニ相当スルサービス(此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル)、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等(同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス(同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)、介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防サービス(同法第五十三条第一項ニ規定スル指定介護予防サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル)若ハ特例介護予防サ



サービス費ニ係ル介護予防サービス（同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂フ若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）ヲ受クル被扶養者が引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス

②・③（略）

第三十一条ノ六 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養（食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額（次条ニ於テ一部負担金等ノ額ト称ス）著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

②（略）

第三十一条ノ七 一部負担金等ノ額（前条第一項ノ高額療養費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ニ相当スル額ヲ控除シテ得タル額）並ニ介護保険法第五十一条第一項ニ規定スル介護サービス利用者負担額（同項ノ高額介護サービス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額）及同法第六十一条第一項ニ規定スル介護予防サービス利用者負担額（同項ノ高額介護サービス費ガ支給セラルル場合ニ於テハ当該支給額ヲ控除シテ得タル額）ノ合計額著シク高額ナリシトキハ当該一部負担金等ノ額ニ係ル療養ノ給付又ハ保険外併用療

防サービス（同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂フ若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）ヲ受クル被扶養者が引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス

②・③（略）

第三十一条ノ六 療養ノ給付ニ付支払ハレタル一部負担金ノ額又ハ療養（食事療養及生活療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ニ要シタル費用ノ額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額著シク高額ナリシトキハ其ノ療養ノ給付又ハ其ノ保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額療養費ヲ支給ス

②（略）

養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル者ニ対シ高額介護合算療養費ヲ支給ス

②前条第二項ノ規定ハ高額介護合算療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十二条 被保険者又ハ被保険者タリシ者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）分娩シタルトキハ出産育児一時金トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

②（略）

第五十条ノ九（略）

②・③（略）

④葬祭料ノ支給ハ高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依リ葬祭料ニ相当スル給付ノ支給アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第五十七条ノ二 政府ハ高齢者ノ医療ノ確保に関する法律第二十条ノ規定ニ依ル特定健康診査及同法第二十四条ノ規定ニ依ル特定保健指導（以下本項ニ於テ特定健康診査等ト称ス）ヲ為スモノノ外特定健康診査等以外ノ事業ニシテ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ

②・③（略）

第五十八条（略）

②・③（略）

④国庫ハ前三項ニ規定スル費用ノ外毎年度予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ事務（高齢者ノ医療ノ確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢

第三十二条 被保険者又ハ被保険者タリシ者分娩シタルトキハ出産育児一時金トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

②（略）

第五十条ノ九（略）

②・③（略）

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者（以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ

②・③（略）

第五十八条（略）

②・③（略）

④国庫ハ前三項ニ規定スル費用ノ外毎年度予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ事務（老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金（以下老人保健拠出金ト

者納付金等（以下前期高齢者納付金等ト称ス）及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金（以下介護納付金ト称ス）ノ納付ニ関スル事務ヲ含ム）ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

第五十九条 政府ハ船員保険事業ニ要スル費用（前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護納付金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム）ニ充ツル為保険料ヲ徴収ス

② 保険料額ハ第二十二条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保険者タリシ期間ノ各月ニ付左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル額トス

一 介護保険法第九条第二号ニ規定スル被保険者（以下介護保険第二号被保険者ト称ス）タル被保険者 一般保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々一般保険料率（基本保険料率ト特定保険料率トフ合算シタル率ヲ謂フ）ヲ乗ジテ得タル額以下之ニ同ジ）ト介護保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額）トノ合算額

二（略）

③・④（略）

⑤ 一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通りトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十七ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

称ス）及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金（以下介護納付金ト称ス）ノ納付ニ関スル事務ヲ含ム）ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

第五十九条 政府ハ船員保険事業ニ要スル費用（老人保健拠出金及退職者給付拠出金並ニ介護納付金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム）ニ充ツル為保険料ヲ徴収ス

② 保険料額ハ第二十二条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保険者タリシ期間ノ各月ニ付左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル額トス

一 介護保険法第九条第二号ニ規定スル被保険者（以下介護保険第二号被保険者ト称ス）タル被保険者 一般保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々一般保険料率ヲ乗ジテ得タル額以下之ニ同ジ）ト介護保険料額（各被保険者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ヲ乗ジテ得タル額）トノ合算額

二（略）

③・④（略）

⑤ 一般保険料率ハ当分ノ間左ノ通りトス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十七ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ニシテ第三十三条ノ三第二項各号

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ヲ除ク）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ二十六ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率（第五十九条ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保険料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保険者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保険料率ヲ更ニ加ヘタル率）

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（後期高齢者医療ノ被保険者等タル者ニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ八ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

五 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ百五

⑥前項第三号又ハ第四号ノ規定ニ拘ラズ後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者ガ後期高齢者医療ノ被保険者等ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ一般保険料率ハ同項第一号又ハ第二号ニ該当スルモノトス但シ其ノ月ニ於テ再ビ後期高齢者医療ノ被保険者等ト為リタル場合其ノ他政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

⑦社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、傷病手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等ノ額ガ保険料ノ額ノ中

ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保険料率ヲ加ヘタル率

三 第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ニ付テハ千分ノ百五

⑥社会保険庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、老人保健拠出金及退職者給付拠出金ノ額ガ保険料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額

厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザルコト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑧ (略)

⑨前項ニ規定スル場合ノ外前期高齢者納付金等若ハ後期高齢者支援金等ノ増加ニ伴ヒ其ノ納付ニ必要アル場合又ハ一般保険料額ノ総額ノ減少ヲ補フ必要アル場合ニ於テハ第七項ノ申出ヲ為スコトヲ得

⑩厚生労働大臣ハ第七項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五項ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同項ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑪・⑫ (略)

⑬政府ハ厚生労働大臣ガ第十項及前項ノ規定ニ依リ一般保険料率ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

⑭特定保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ前期高齢者納付金等ノ額及後期高齢者支援金等ノ額ノ合算額ヨリ前条ノ規定ニ依リ其ノ額ニ係ル国庫補助額ヲ控除シタル額(高齢者ノ医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者交付金アル場合ハ之ヲ控除シタル額)ヲ当該年度ニ於ケル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

⑮基本保険料率ハ一般保険料率ヨリ特定保険料率ヲ控除シタル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタ

及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ満タザルコト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑦ (略)

⑧前項ニ規定スル場合ノ外老人保健拠出金若ハ退職者給付拠出金ノ増加ニ伴ヒ其ノ納付ニ必要アル場合又ハ一般保険料額ノ総額ノ減少ヲ補フ必要アル場合ニ於テハ第六項ノ申出ヲ為スコトヲ得

⑨厚生労働大臣ハ第六項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五項ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同項ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑩・⑪ (略)

⑫政府ハ厚生労働大臣ガ第九項及前項ノ規定ニ依リ一般保険料率ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタ

ル額ヲ負担ス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五（第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五（第五十九条第十項又ハ第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者及後期高齢者医療ノ被保険者等タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第

ル額ヲ負担ス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五（第五十九条第九項又ハ第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五（第五十九条第九項又ハ第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一二

三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第十項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

五 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ九(第五十九条第十二項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

②第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(後期高齢者医療ノ被保険者等タルモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ船舶所有者ガ保険料額ノ全額ヲ負担ス

③第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ保険料額ノ全額ヲ負担ス

第六十七条 第九条ノ四ノ規定ニ違反シテ秘密ヲ漏ラシタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ八百万円以下ノ罰金ニ処ス

附則

該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一二相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

②第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ保険料額ノ全額ヲ負担ス

第六十七条 削除

附則

⑲ 社会保険庁長官ハ昭和五十一年度乃至昭和五十四年度ニ於テ支出シタル療養ノ給付、療養費、家族療養費、高額療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分娩費、葬祭料、家族葬祭料及第二十七条ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用ノ総額カラ之等ノ年度

② 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）ニ依ル社会保険診療報酬支払基金ガ同項ニ規定スル拠出金ヲ徴収スル間第五十八条第四項中「及同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」トアルハ、「同法ノ規定ニ依ル後期高齢者支援金等（以下後期高齢者支援金等ト称ス）」及国民健康保険法附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）」ト第五十九条第一項及第七項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等及退職者給付拠出金」ト同条第九項中「若ハ後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等若ハ退職者給付拠出金」ト同条第十四項中「及後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等ノ額及退職者給付拠出金」トス

③ 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定

ニ於テ徴収シタル保険料額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ト国庫補助ノ額トノ合算額ノ総額ヲ控除シテ得タル額ニ相当スル費用ニ充ツル為保険料ヲ徴収スル必要アリト認ムルトキハ第五十九条第七項及第八項ノ規定ニ拘ラズ厚生労働大臣ニ対シ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

④ 厚生労働大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ経テ第五十九条第九項ニ定ムル一般保険料率ノ範囲内ニ於テ同条第五項第一号乃至第三号ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑤ 前項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタル場合ニ於ケル第六十条第一項ノ規定ニ依ル被保険者ノ負担スル保険料額ニ付テハ同条第一項中「第五十九条第九項」トアルハ「第五十九条第九項又ハ附則第九項」ト読替フルモノトス



ムル日迄ノ間前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル第五十八条第四項中「  
及」トアルハ、「同法附則第七条第一項ノ規定ニ依ル病床転換支援金  
等（以下病床転換支援金等ト称ス）及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラ  
レタル第五十九条第一項及第七項中「及」トアルハ、「病床転換支援  
金等及」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同条第九項中「若ハ」ト  
アルハ、「病床転換支援金等若ハ」ト前項ノ規定ニ依リ読替ヘラレタ  
ル同条第十四項中「ノ額及」トアルハ「ノ額、病床転換支援金等ノ額  
及」トス

②4  
～  
②6  
（略）

②5  
～  
②7  
（略）

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（平成二十四年四月施行）  
 （第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十八条（略）                  ②～⑥（略）</p> <p>⑦健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項及前条第一項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス</p>	<p>第二十八条（略）                  ②～⑥（略）</p> <p>⑦第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第八条第二十六項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ</p> <p>一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病</p> <p>二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）</p> <p>第二十八条ノ七（略）                  ②～⑥（略）</p> <p>⑦健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並ニ本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項並ニ第二十八条ノ六第一項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス</p>

第二十八条ノ八 (略)

②・③

④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並二本法第二十八条第四項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項及前条第四項乃至第六項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル生活療養及之ニ伴フ入院時生活療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条 (略)

②・③ (略)

④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並二本法第二十八条第四項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項及第二十八条ノ七第四項乃至第六項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル評価療養及選定療養並ニ之等ニ伴フ保険外併用療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

⑤ (略)

第三十一条ノ二 (略)

②・⑤ (略)

⑥第二十八条第一項、第二項及第五項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条ノ七第六項、第二十九条ノ二並ニ第二十九条ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス

⑦ (略)

第二十八条ノ八 (略)

②・③

④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並二本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ前条第四項乃至第六項ノ規定ハ第二十八条第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル生活療養及之ニ伴フ入院時生活療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第二十九条 (略)

②・③ (略)

④健康保険法第六十四条、第七十三条、第七十六条第四項乃至第六項及第七十八条並二本法第二十八条第四項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ六第一項並ニ第二十八条ノ七第四項乃至第六項ノ規定ハ保険医療機関等ニ就キ受ケタル評価療養及選定療養並ニ之等ニ伴フ保険外併用療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

⑤ (略)

第三十一条ノ二 (略)

②・⑤ (略)

⑥第二十八条第一項、第二項、第五項及第七項、第二十八条ノ二、第二十八条ノ四第三項、第二十八条ノ五、第二十八条ノ六第一項、第二十八条ノ七第六項、第二十九条ノ二並ニ第二十九条ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ之ヲ準用ス

⑦ (略)

第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法（平成九年法律第百二十三号）ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス（同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス（同法第八条第一項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等（同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス（同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項ニ規定スル指定介護予防サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）若ハ特例介護予防サービス費ニ係ル介護予防サービス（同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス

②・③（略）

第三十一条ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養若ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養又ハ介護保険法ノ規定ニ依ル居宅介護サービス費ニ係ル指定居宅サービス（同法第四十一条第一項ニ規定スル指定居宅サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、特例居宅介護サービス費ニ係ル居宅サービス（同法第八条第一項ニ規定スル居宅サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）、施設介護サービス費ニ係ル指定施設サービス等（同法第四十八条第一項ニ規定スル指定施設サービス等ヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、特例施設介護サービス費ニ係ル施設サービス（同法第八条第二十三項ニ規定スル施設サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）、介護予防サービス費ニ係ル指定介護予防サービス（同法第五十三条第一項ニ規定スル指定介護予防サービスヲ謂ヒ療養ニ相当スルモノニ限ル）若ハ特例介護予防サービス費ニ係ル介護予防サービス（同法第八条ノ二第一項ニ規定スル介護予防サービスヲ謂フ）若ハ之ニ相当スルサービス（此等ノサービスノ中療養ニ相当スルモノニ限ル）ヲ受クル被扶養者ガ引続キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ対シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス

②・③（略）

◎ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（平成十八年十月施行）  
 （第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十五条の二第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項</p> <p>二 （略）</p> <p>三 健康保険法第六十三条第二項第三号及び第四号の規定による定め（同項第三号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二十項の規定による厚生労働省令に関する事項</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第二条 中央協議会は、次に掲げる事項について、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十六条第二項の規定による定め、同法第八十五条第二項の規定による基準、同法第八十六条第二項第一号の規定による定め及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八条ノ四第二項の規定による定めに関する事項</p> <p>二 （略）</p> <p>三 健康保険法第六十三条第二項の規定による定め、同法第七十条第一項及び第七十二条第一項の規定による厚生労働省令、同法第八十六条第一項第一号の規定による高度の医療を提供する病院若しくは診療所の要件を定める厚生労働省令、同法第九十二条第二項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第二十八条ノ二第二項の規定による厚生労働省令、同法第二十九条ノ四第十項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十条第二項の規定による厚生労働省令並びに同法第五十四条の二十項の規定による厚生労働省令に関する事項</p>

2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

2 地方協議会は、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し、特定承認保険医療機関の承認及び承認の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣の諮問に応じて審議し、及び文書をもつて答申するほか、自ら厚生労働大臣に、文書をもつて建議することができる。

◎ 社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）（平成十九年三月施行）  
 （第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組織）</p> <p>第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。</p> <p>一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 七人</p> <p>二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 七人</p> <p>三 公益を代表する委員 六人</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第一項第一号に掲げる委員の任命に当たつては医療に要する費用を支払う者の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、第一項第二号に掲げる委員の任命に当たつては地域医療の担い手の立場を適切に代表し得ると認められる者の意見に、それぞれ配慮するものとする。</p> <p>5～9 （略）</p> <p>第八条 中央協議会の公益を代表する委員は、会議の日程及び議題その他の中央協議会の運営に関する事項について協議を行い、中央協議会の第三項第一号及び第二号に掲げる委員は、その協議の結果を</p>	<p>（組織）</p> <p>第三条 中央協議会又は地方協議会は、それぞれ、次に掲げる委員二十人をもつて組織する。</p> <p>一 健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員 八人</p> <p>二 医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員 八人</p> <p>三 公益を代表する委員 四人</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項第一号及び第二号の委員の任命は、各関係団体の推薦によるものとする。</p> <p>5～9 （略）</p>

尊重するものとする。

2 中央協議会が、第二条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に係る答申又は建議を行う場合には、あらかじめ中央協議会の公益を代表する委員が当該事項の実施の状況について検証を行い、その結果を公表するものとする。

(雑則)

第九條 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(雑則)

第八條 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、中央協議会又は厚生労働省令で定める基準に従い地方協議会が定める。



◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（平成十八年十月施行）  
 （第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定居宅サービス事業者の特例）</p> <p>第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があつたとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があつたものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の時に第七十七条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定の取消があつたときは、その効力を失う。</p>	<p>（指定居宅サービス事業者の特例）</p> <p>第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定があつたとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があつたものとみなされたときを含む。）又は同法第八十六条第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関の承認があつたときは、その指定又は承認（以下この項において「指定等」という。）の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定等の時に第七十七条第一項若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関若しくは保険薬局の指定の取消し又は同法第八十六条第十二項において準用する同法第八十条の規定による特定承認保険医療機関の承認の取消しがあつたときは、そ</p>

の効力を失う。

◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（平成二十年四月施行）  
 （第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 介護給付（第四十条―第五十一条の四）</p> <p>第四節 予防給付（第五十二条―第六十一条の四）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（届出等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の三の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>6（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 保険給付</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 介護給付（第四十条―第五十一条の三）</p> <p>第四節 予防給付（第五十二条―第六十一条の三）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第五章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（届出等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條まで又は第二十五條の規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十八條の二の規定による付記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項本文の規定による届出があつたものとみなす。</p> <p>6（略）</p>

(不正利得の徴収等)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

第三節 介護給付

(介護給付の種類)

第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 十一 (略)

十一の二 高額医療合算介護サービス費の支給

十二・十三 (略)

(高額介護サービス費の支給)

(不正利得の徴収等)

第二十二條 (略)

2 (略)

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の二第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

第三節 介護給付

(介護給付の種類)

第四十条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 十一 (略)

十二・十三 (略)

(高額介護サービス費の支給)

第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特別施設介護サービス費の合計額を控除して得た額（次条第一項において「介護サービス利用者負担額」という。）が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

2 (略)

(高額医療合算介護サービス費の支給)

第五十一条の二 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額（前条第一項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の三 (略)

第五十一条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特別施設介護サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。

2 (略)

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の二 (略)

(特例特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の四 (略)

(予防給付の種類)

第五十二条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする。

一〇九 (略)

九の二 高額医療合算介護予防サービス費の支給

十・十一 (略)

(高額介護予防サービス費の支給)

第六十一条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額(次条第一項において「介護予防サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

2 (略)

(高額医療合算介護予防サービス費の支給)

第六十一条の二 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第一項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居

(特例特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の三 (略)

(予防給付の種類)

第五十二条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする。

一〇九 (略)

十・十一 (略)

(高額介護予防サービス費の支給)

第六十一条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。

2 (略)

宅要支援被保険者に係る健康保険法第十五条第一項に規定する一部負担金等の額（同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。

（特定入所者介護予防サービス費の支給）

第六十一条の三

（特例特定入所者介護予防サービス費の支給）

第六十一条の四

（保険料滞納者に係る支払方法の変更）

第六十六条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一

（特定入所者介護予防サービス費の支給）

第六十一条の二

（特例特定入所者介護予防サービス費の支給）

第六十一条の三

（保険料滞納者に係る支払方法の変更）

第六十六条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一

条の三第四項、第五十三條第四項、第五十四條の二第六項、第五十八條第四項及び第六十一條の三第四項の規定を適用しない旨の記載（以下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。）をするものとする。

## 2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援に係る居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給、施設介護サービス費の支給、特定入所者介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、地域密着型介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給については、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六條第四項、第四十八條第四項、第五十一条の三第四項、第五十三條第四項、第五十四條の二第六項、第五十八條第四項及び第六十一條の三第四項の規定は適用しない。

（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止）

第六十八條 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付し

条の二第四項、第五十三條第四項、第五十四條の二第六項、第五十八條第四項及び第六十一條の二第四項の規定を適用しない旨の記載（以下この条及び次条第三項において「支払方法変更の記載」という。）をするものとする。

## 2・3 (略)

4 第一項又は第二項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、当該支払方法の変更の記載がなされている間に受けた指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援に係る居宅介護サービス費の支給、地域密着型介護サービス費の支給、居宅介護サービス計画費の支給、施設介護サービス費の支給、特定入所者介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給、地域密着型介護予防サービス費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特定入所者介護予防サービス費の支給については、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六條第四項、第四十八條第四項、第五十一条の二第四項、第五十三條第四項、第五十四條の二第六項、第五十八條第四項及び第六十一條の二第四項の規定は適用しない。

（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止）

第六十八條 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付し



なかつたもの（以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。）がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載（以下この条において「保険給付差止の記載」という。）をすることができる。

255 (略)

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第六十九条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九条第二項において準用する第二十七条第七項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第二十七条第七項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三

なかつたもの（以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。）がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の二第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項及び第六十一条の三第四項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載（以下この条において「保険給付差止の記載」という。）をすることができる。

255 (略)

（保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例）

第六十九条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第二十九条第二項において準用する第二十七条第七項若しくは第三十条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第三十三条の二第二項において準用する第三十二条第六項若しくは第三十三条の三第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間（当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。）があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第二十七条第七項後段（第二十八条第四項及び第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項後段若しくは第三

第十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項後段若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間にに応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等」という。）をすることをとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

## 2・3 (略)

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス

第十五条第四項後段又は第三十二条第六項後段（第三十三条第四項及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三第一項後段若しくは第三十五条第二項後段若しくは第六項後段の規定による記載に併せて、介護給付等（居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給及び高額介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。）の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間（市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間にに応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。）の記載（以下この条において「給付額減額等」という。）をすることをとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

## 2・3 (略)

4 第一項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等が、当該記載を受けた日の属する月の翌月の初日から当該給付額減額期間が経過するまでの間に受けた居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス

に要する費用については、第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の三第一項、第五十一条の四第一項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項及び第六十一条の四第一項の規定は、適用しない。

(市町村介護保険事業計画)

第一百七十七条 (略)

2・3 (略)

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5～8 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第一百八条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

5・6 (略)

(年金保険者の市町村に対する通知)

第三十四条 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の

に要する費用については、第五十一条第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の三第一項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項及び第六十一条の三第一項の規定は、適用しない。

(市町村介護保険事業計画)

第一百七十七条 (略)

2・3 (略)

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の十八第一項に規定する市町村老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

5～8 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第一百八条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第二十条の九第一項に規定する都道府県老人福祉計画及び老人保健法第四十六条の十九第一項に規定する都道府県老人保健計画と一体のものとして作成されなければならない。

5・6 (略)

(年金保険者の市町村に対する通知)

第三十四条 年金保険者は、毎年厚生労働省令で定める期日までに、当該年の四月一日現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の

支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの（次に掲げるものを除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村（第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。次項（第三号を除く。）から第六項まで及び第九項において同じ。）に通知しなければならない。

一・二（略）

2（6）（略）

7 年金保険者（社会保険庁長官に限る。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下「指定法人」という。）を経由して行うものとする。

8 年金保険者（社会保険庁長官及び地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。第十項、第三百三十六条第三項及び第六項並びに第三百三十七条第二項において同じ。）を除く。）は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、社会保険庁長官の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を社会保険庁長官を経由して行うことができる。

9 前項において、社会保険庁長官を経由して市町村に通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由して行うものとする。

10 地方公務員共済組合は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

11 社会保険庁長官は、第八項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第三百三十六条において「特定年金保険者」という。）を公

支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの（次に掲げるものを除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が同日現在において住所を有する市町村（第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村とする。次項（第三号を除く。）から第六項までにおいて同じ。）に通知しなければならない。

一・二（略）

2（6）（略）

7 年金保険者（社会保険庁長官及び地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会を含む。次項、第三百三十六条第三項及び第六項並びに第三百三十七条第二項において同じ。）を除く。）は、前各項の規定による通知を行う場合においては、社会保険庁長官の同意を得て、当該年金保険者が行う当該通知の全部を社会保険庁長官を経由して行うことができる。

8 地方公務員共済組合は、第一項から第六項までの規定による通知を行う場合においては、地方公務員共済組合連合会を経由して行うものとする。

9 社会保険庁長官は、第七項の同意をしたときは、当該同意に係る年金保険者（第三百三十六条において「特定年金保険者」という。）を公

示しなければならない。

(保険料の特別徴収)

第百三十五条 市町村は、前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）に対して課する当該年度の保険料の全部（厚生労働省令で定める場合にあつては、その一部）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る第一号被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないことと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2～6 (略)

(特別徴収額の通知等)

第百三十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（社会保険庁長官に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人を経由してしなければならない。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（特定年金保険者に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官を経由してしなければならない。

示なければならない。

(保険料の特別徴収)

第百三十五条 市町村は、前条第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る第一号被保険者（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるものを除く。次項及び第三項において同じ。）に対して課する当該年度の保険料の全部（厚生労働省令で定める場合にあつては、その一部）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る第一号被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないことと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2～6 (略)

(特別徴収額の通知等)

第百三十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（社会保険庁長官に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までにしなければならない。

5 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（特定年金保険者に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、社会保険庁長官を経由してしなければならない。

6 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（地方公務員共済組合に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会を経由してしなければならない。

（特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務等）

第三百三十七条（略）

2～5（略）

6 第三百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

7（略）

（被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知）

第三百三十八条（略）

2・3（略）

4 第三百三十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

（連合会の業務）

第七百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 第四十一条第十項（第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の三第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項）の規定により市町村から委託を受

6 第一項の規定による特別徴収義務者に対する通知（地方公務員共済組合に係るものに限る。）は、当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、地方公務員共済組合連合会を経由してしなければならない。

（特別徴収の方法によって徴収した保険料額の納入の義務等）

第三百三十七条（略）

2～5（略）

6 第三百三十四条第七項から第九項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

7（略）

（被保険者資格喪失等の場合の市町村の特別徴収義務者等に対する通知）

第三百三十八条（略）

2・3（略）

4 第三百三十四条第七項から第九項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

（連合会の業務）

第七百七十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 第四十一条第十項（第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の二第八項、第五十三条第七項、第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の二第八項）の規定により市町村から委託を受

けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払

二 (略)

2 (略)

(給付費審査委員会)

第七十九條 第四十一條第十項(第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一條の三第八項、第五十三條第七項、第五十四條の二第九項、第五十八條第七項及び第六十一條の三第八項)において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けて介護給付費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費審査委員会(以下「給付費審査委員会」という。)を置く。

第二百五條 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付費審査委員会若しくは保険審査会の委員、保険審査会の専門調査員若しくは連合会若しくは連合会から第四十一條第十項(第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一條の三第八項、第五十三條第七項及び第六十一條の三第八項)において準用する場合を含む。)の規定により第四十一條第九項、第四十二條の二第八項、第四十六條第六項、第四十八條第六項、第五十一條の三第七項、第五十三條第六項、第五十四條の二第八項、第五十八條第六項若しくは第六十一條の三第七項に規定する審査及び支払に関する事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又は

けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費の請求に関する審査及び支払

二 (略)

2 (略)

(給付費審査委員会)

第七十九條 第四十一條第十項(第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一條の二第八項、第五十三條第七項、第五十四條の二第九項、第五十八條第七項及び第六十一條の二第八項)において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けて介護給付費請求書の審査を行うため、連合会に、介護給付費審査委員会(以下「給付費審査委員会」という。)を置く。

第二百五條 認定審査会、都道府県介護認定審査会、給付費審査委員会若しくは保険審査会の委員、保険審査会の専門調査員若しくは連合会若しくは連合会から第四十一條第十項(第四十二條の二第九項、第四十六條第七項、第四十八條第七項、第五十一條の二第八項、第五十三條第七項及び第六十一條の二第八項)において準用する場合を含む。)の規定により第四十一條第九項、第四十二條の二第八項、第四十六條第六項、第四十八條第六項、第五十一條の二第七項、第五十三條第六項、第五十四條の二第八項、第五十八條第六項若しくは第六十一條の二第七項に規定する審査及び支払に関する事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又は

これらの職にあつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防防支援事業者若しくは居宅サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

(病床転換の円滑化への配慮)

第七条 厚生労働大臣は、基本指針を定めるに当たっては、医療に要する費用の適正化及び良質かつ効率的な介護サービスの確保の観点から高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する病床の転換が円滑に行われるよう、介護保険施設その他厚生労働省令で定める施設の入所定員の増加について適切に配慮するものとする。

これらの職にあつた者が、正当な理由なしに、職務上知り得た指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設の開設者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防防支援事業者若しくは居宅サービス等を行った者の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則



◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（平成二十年十月施行）  
 （第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）                      第七条（略）                      2～6（略）                      7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、政府、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。                      8（略）</p> <p>（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止）                      第六十八条（略）                      2～4（略）                      5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に関し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者（当該要介護被保険者等が全国健康保険協会の管掌する健康保険の被保険者（健康保険法第三条第四項に規定する任意継続被保険者を除く。）又はその被扶養者である場合には、社会保険庁長官。以下この条において同じ。）に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方税法の規定により徴収され</p>	<p>（定義）                      第七条（略）                      2～6（略）                      7 この法律において「医療保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う政府、健康保険組合、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。                      8（略）</p> <p>（医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止）                      第六十八条（略）                      2～4（略）                      5 市町村は、要介護被保険者等についての保険給付差止の記載に関し必要があると認めるときは、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、当該要介護被保険者等に係る医療保険各法の規定により徴収される保険料（地方税法の規定により徴収される国民健康保険税を含む。）又は掛金の納付状況その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。</p>

る国民健康保険税を含む。)又は掛金の納付状況その他厚生労働省令で定める事項について、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、情報の提供を求めることができる。

◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（平成二十四年四月施行）  
 （第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第五節 介護保険施設</p> <p>第一款 指定介護老人福祉施設（第八十六条―第九十三条）</p> <p>第二款 介護老人保健施設（第九十四条―第一百五十五条）</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことをいう。</p> <p>11～21 （略）</p> <p>22 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設</p> <p>第五節 介護保険施設</p> <p>第一款 指定介護老人福祉施設（第八十六条―第九十三条）</p> <p>第二款 介護老人保健施設（第九十四条―第一百六条）</p> <p>第三款 指定介護療養型医療施設（第一百七条―第一百五十五条）</p> <p>（定義）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 この法律において「短期入所療養介護」とは、居宅要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことをいう。</p> <p>11～21 （略）</p> <p>22 この法律において「介護保険施設」とは、第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び同項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。</p>

23 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

24・25 (略)

23 この法律において「施設サービス」とは、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスをいい、「施設サービス計画」とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所している要介護者について、これらの施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画をいう。

24・25 (略)

26 この法律において「介護療養型医療施設」とは、療養病床等（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床のうち要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの又は療養病床以外の病院の病床のうち認知症である要介護者の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所であつて、当該療養病床等に入院する要介護者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設をいい、「介護療養施設サービス」とは、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。

第八条の二 (略)

2・9 (略)

10 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要支援

第八条の二 (略)

2・9 (略)

10 この法律において「介護予防短期入所療養介護」とは、居宅要支援

者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことを行う。

11（略）

（施設介護サービス費の支給）

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

- 一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）
- 二 介護保健施設サービス

2（略）

者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことを行う。

11（略）

（施設介護サービス費の支給）

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

- 一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）
- 二 介護保健施設サービス
- 三 都道府県知事が指定する介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）により行われる介護療養施設サービス（以下「指定介護療養施設サービス」という。）

2（略）

6 市町村は、介護保険施設から施設介護サービス費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

7・8 (略)

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

6 市町村は、介護保険施設から施設介護サービス費の請求があつたときは、第二項の厚生労働大臣が定める基準及び第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準（指定介護福祉施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（介護保健施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）又は第一百条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準（指定介護療養施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

7・8 (略)

(特定入所者介護サービス費の支給)

第五十一条の三 市町村は、要介護被保険者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス（以下この条及び次条第一項において「特定介護サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者（以下この条及び次条第一項において「特定入所者」という。）に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者（以下この条において「特定介護保険施設等」という。）における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在（以下「居住等」という。）に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

第七十二条 介護老人保健施設について、第九十四条第一項の許可があつたときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設の開設者について、当該介護老人保健施設により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設について、第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は第四百四条第一項若しくは第四百十五条の二十九第六項の規定により許可の取消しがあつたときは、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第七十八条の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の第二項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しく

第七十二条 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について、第九十四条第一項の許可又は第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、その許可又は指定の時に、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者について、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について、第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき若しくは第四百四条第一項若しくは第四百十五条の二十九第六項の規定により許可の取消しがあつたとき、又は第四百四条第一項若しくは第四百十五条の二十九第六項の規定により指定の効力が失われたとき若しくは第四百四条第一項若しくは第四百十五条の二十九第六項の規定により指定の取消しがあつたときは、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第七十八条の九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の第二項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しく

は一部の効力を停止することができる。

一〇六 (略)

七 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条及び第一百四十四条において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

八〇十四 (略)

(開設許可)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一〇六 (略)

七 申請者が、第一百四十四条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第一百五十五条において準用する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第九条第一項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

は一部の効力を停止することができる。

一〇六 (略)

七 指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。）が、第二十八条第五項（第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条、第一百四十四条及び第一百四十四条において同じ。）の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

八〇十四 (略)

(開設許可)

第九十四条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一〇六 (略)

七 申請者が、第一百四十四条第一項又は第一百五十五条の二十九第六項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第一百五十五条において準用する医療法第九条第一項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。



八〇十一 (略)  
456 (略)

第百七条から第百十五条まで 削除

八〇十一 (略)  
456 (略)

第三款 指定介護療養型医療施設

(指定介護療養型医療施設の指定)

第百七条 第四十八条第一項第三号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、療養病床等を有する病院又は診療所（以下この条において「療養病床病院等」という。）であつて、その開設者の申請があつたものについて行う。

2 前項の申請は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養病床等の入所定員を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該療養病床病院等が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第三号の指定をしてはならない。

一 第百十条第一項に規定する人員を有しないとき。

二 第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な介護療養型医療施設の運営をすることができないと認められるとき。

三 当該療養病床病院等の開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 当該療養病床病院等の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 当該療養病床病院等の開設者が、第百十四条第一項又は第百十五

条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はその開設した療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない療養病床病院等である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該療養病床病院等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

六 当該療養病床病院等の開設者が、第百十四条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 前号に規定する期間内に第百十三条の規定による指定の辞退があった場合において、当該療養病床病院等の開設者が、同号の通知の日前六十日以内に当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくはその開設した療養病床病院等の管理者又は当該指定の辞退に係る法人でない療養病床病院等（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 当該療養病床病院等の開設者が、指定の申請前五年以内に居室サ

ービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該療養病床病院等の開設者が、法人で、その役員又は当該療養病床病院等の管理者のうちに第三号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 当該療養病床病院等の開設者が、法人でない療養病床病院等で、その管理者が第三号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

4 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の所在地を含む区域（第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る入所定員の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の指定によってこれを超えることになるか、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十八条第一項第三号の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、第四十八条第一項第三号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならぬ。

（指定の更新）

第百七条の二 第四十八条第一項第三号の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条

において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。  
(指定の変更)

第百八条 指定介護療養型医療施設の開設者は、第四十八条第一項第三号の指定に係る療養病床等の入所定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定介護療養型医療施設に係る同号の指定の変更を申請することができる。

2 百七条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。

(指定介護療養型医療施設の基準)

第百九条 指定介護療養型医療施設の開設者は、次条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定介護療養施設サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護療養施設サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の開設者は、指定介護療養施設サービスを受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被

保険者に当該指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならぬ。

第百十条 指定介護療養型医療施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護療養施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準（指定介護療養施設サービスの取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 指定介護療養型医療施設の開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（変更の届出）

第百十一条 指定介護療養型医療施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（報告等）

第百十二条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者若しくは開設者であつ

た者等に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは指定介護療養型医療施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(指定の辞退)

第百十三条 指定介護療養型医療施設は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

(勧告、命令等)

第百十三条の二 都道府県知事は、指定介護療養型医療施設が、その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていないと認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護療養型医療施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービスを行った指定介護療養型医療施設について、第一百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第一百十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護療養型医療施設に係る第四十八条第一項第三号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護療養型医療施設が、第一百七条第三項第三号、第四号、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護療養型医療施設が、第一百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をすることができなくなったとき。

三 第二十七条第二項後段の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

四 指定介護療養型医療施設の開設者が、第一百十条第四項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 第二十八条第五項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

六 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

七 指定介護療養型医療施設が、第一百十二条第一項の規定により報告

又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者、医師その他の従業者が、第一百二十二条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護療養型医療施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護療養型医療施設の開設者又は管理者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

九 指定介護療養型医療施設の開設者が、不正の手段により第四十八条第一項第三号の指定を受けたとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十一 前各号に掲げる場合のほか、指定介護療養型医療施設の開設者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十二 指定介護療養型医療施設の開設者が法人である場合において、その役員又は当該指定介護療養型医療施設の管理者のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十三 指定介護療養型医療施設の開設者が法人でない療養病床病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サー



ビス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2| 市町村は、保険給付に係る指定介護療養施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定介護療養型医療施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護療養型医療施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(公示)

第百十五条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一| 第四十八条第一項第三号の指定をしたとき。
- 二| 第百十三条の規定による第四十八条第一項第三号の指定の辞退があつたとき。
- 三| 前条第一項又は第百十五条の二十九第六項の規定により第四十八条第一項第三号の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五条の二十九 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五条の二十九 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令

で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2～5 (略)

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わな

いときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 (略)

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護

受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2～5 (略)

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 (略)

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護

専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

二〇六 (略)

三〇五 (略)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の六第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項又は第百十五条の二十四第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 (略)

専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあつては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象サービスの量の見込み

二〇六 (略)

三〇五 (略)

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十二条第三項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第五十条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第三項、第七十六条第一項、第七十八条の六第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百十二条第一項、第百十二条の六第一項、第百十五の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三 (略)

◎ 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）（平成十九年四月施行）  
 （附則第五十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額<sup>の区分の改定が行われた場合において</sup>は、船員保険法第四条第一項中「<u>区分</u>」とあるのは「<u>区分</u>（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四条ノ五第一項中「<u>五百四十万円</u>」であるのは「<u>五百四十万円</u>」（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>附則</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 前項の規定による標準報酬月額<sup>の区分の改定が行われた場合において</sup>は、船員保険法第四条第一項中「<u>区分</u>」とあるのは「<u>区分</u>（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ改定後ノ区分）」と、船員保険法第四条ノ五第一項中「<u>二百万円</u>」であるのは「<u>二百万円</u>」（健康保険法等の一部を改正する法律附則第十条第一項ノ規定ニ依リ等級区分ノ改定ガ為サレタルトキハ政令ヲ以テ定ムル額以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ヲ」とする。</p> <p>3（略）</p>

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）  
（附則第五十五条関係）

（平成十八年十月施行分）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（不正受給者からの費用の徴収等）</p> <p>第四十七条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があ る場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する 金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第 三項の規定により支払った一部負担金（第五十五条の二第一項第一号 の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額 を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機 関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する保険 医をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条 第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の 記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、そ の保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規 定により徴収すべき金額を納付させることができる。</p> <p>3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保 険薬局又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽 りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の 支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪 問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返</p>	<p>（不正受給者からの費用の徴収等）</p> <p>第四十七条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があ る場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する 金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十五条第二項又は第 三項の規定により支払った一部負担金に相当する額を控除した金額） の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、第五十五条第一項第三号に規定する保険医療 機関若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医 療機関において診療に従事する保険医（第五十八条第一項に規定する 保険医をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十 八条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚 偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は 、その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項 の規定により徴収すべき金額を納付させることができる。</p> <p>3 組合は、第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保 険薬局若しくは第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険 医療機関又は第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が 偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用 の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局若しくは</p>

還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(短期給付の種類)

第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
- 二 十三 (略)

(療養の給付)

第五十四条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

- 一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員(以下「特定長期入院組合員」という。)に係るものを除く。以下「食事療養」という。)

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの(特定長期入院組合員に係るものに限る。以下「生活療養」という。)

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養(以下「評価療

特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(短期給付の種類)

第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
- 二 十三 (略)

(療養の給付)

第五十四条 (略)

2 食事の提供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び健康保険法第六十三条第二項に規定する厚生労働大臣が定める療養(以下「選定療養」という。)に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

「養」という。）

四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「選定療

養」という。）

3 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十五条 (略)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二 (略)

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3 (略)

4 保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担金（次条

第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支

3 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十五条 (略)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の三十

二 (略)

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 百分の二十

3 (略)

4 保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担金の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わな

払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

5 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6・7 (略)

(一部負担金の額の特例)

第五十五条の二 組合は、災害その他の財務省令で定める特別の事情がある組合員であつて、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。
- 三 当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた組合員は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うをもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては

該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

5 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6・7 (略)



一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

- 3 前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

(入院時食事療養費)

第五十五条の三 組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。)が公務によらない病気又は負傷により、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項に規定する食事療養標準負担額(以下「食事療養標準負担額」という。)を控除した金額とする。

3 組合員が第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、組合は、その組合員が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

(入院時食事療養費)

第五十五条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、前条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項に規定する標準負担額(以下「標準負担額」という。)を控除した金額とする。

3 組合員が前条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、組合は、その組合員が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 (略)

6 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 (略)

(入院時生活療養費)

第五十五条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 第五十四条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

(保険外併用療養費)

第五十五条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

5 (略)

6 前条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 (略)

(特定療養費)

第五十五条の三 組合員が公務によらない病気又は負傷により、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 健康保険法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関（以下「特定承認保険医療機関」という。）から受けた療養

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額との合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額との合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額

二 当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した金額

三 当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

二 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（特定承認保険医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。）から受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に規定する金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に規定する金額との合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について健康保険法第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額

二 当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額

3 組合員が特定承認保険医療機関である第五十五条第一項第一号に掲

<p>3 第五十四条第三項及び第五十五条の三第三項から第六項までの規定は、<u>保険外併用療養費の支給</u>について準用する。</p>	<p>ける医療機関から療養を受けた場合又は同号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）から選定療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特定療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。</p>
<p>4 第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十五条の三第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その</p>	<p>4 組合員が特定承認保険医療機関（第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関を除く。）から療養を受けた場合又は同項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）から選定療養を受けた場合には、組合は、その組合員が当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うべき療養に要した費用について特定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うことができる。</p>
<p>5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。</p> <p>6 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。</p>	<p>7 第五十五条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関が健康保険法第八十六条第一項第一号の承認を受けたときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該医療機関においては療養の給付（入院時食事療養費に係る療養を含む。）を行わない。</p>
<p>8 第五十四条第三項の規定は、<u>特定療養費の支給</u>について準用する。</p> <p>9 第五十五条第七項の規定は、第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超え</p>	<p>8 第五十四条第三項の規定は、<u>特定療養費の支給</u>について準用する。</p> <p>9 第五十五条第七項の規定は、第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超え</p>

額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(療養費)

第五十六条 組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2 (略)

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養又は生活療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額（その額が現に食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合に

るときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(療養費)

第五十六条 組合は、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が保険医療機関等及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

2 (略)

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合に

は第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

(訪問看護療養費)

第五十六条の二 (略)

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額(療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十五条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額)を控除した金額とする。

3 7 (略)

(移送費)

第五十六条の三 組合員が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めるときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 (略)

(家族療養費)

は第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

(訪問看護療養費)

第五十六条の二 (略)

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額とする。

3 7 (略)

(移送費)

第五十六条の三 組合員が療養の給付(特定療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めるときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 (略)

(家族療養費)

第五十七条 被扶養者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十七条の四までにおいて同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に対し家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ・ハ （略）

ニ 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十

二 当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した金額

三 当該生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

第五十七条 被扶養者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十七条の三までにおいて同じ。）が保険医療機関等又は特定承認保険医療機関から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に対し家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

ロ・ハ （略）

ニ 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

二 当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（評価療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあっては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあっては第五十五条の五第二項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の例による。

4 (略)

5 被扶養者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

6 (略)

7 第五十四条第三項、第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

8・9 (略)

(家族療養費の額の特例)

第五十七条の二 組合は、第五十五条の二第一項に規定する組合員の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（選定療養を除く。）を受ける場合にあっては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合にあっては第五十五条の三第二項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定の例による。

4 (略)

5 被扶養者が第五十五条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関若しくは薬局又は特定承認保険医療機関に支払うことができる。

6 (略)

7 第五十四条第三項、第五十五条の二第六項、第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

8・9 (略)



2 組合は、前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規定の適用については、同項中「家族療養費として組合員に支給すべき金額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、組合は、当該支払をした金額から家族療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した金額をその被扶養者に係る組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(家族訪問看護療養費)

第五十七条の三 (略)

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額に第五十七条第二項第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た金額（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金額）とする。

3・4 (略)

(家族移送費)

第五十七条の四 (略)

2 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

第五十八条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若

(家族訪問看護療養費)

第五十七条の二 (略)

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額に前条第二項第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た金額とする。

3・4 (略)

(家族移送費)

第五十七条の三 (略)

2 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

第五十八条 保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又

しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 (略)

（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サ

はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 (略)

（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相

ービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、

当する同法第八条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは

保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項前段に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けられるに至つたとき。

## 二・三 (略)

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第百四十五条第六項において準用する同法第三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療

医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項前段に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けられるに至つたとき。

## 二・三 (略)

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第百四十五条第七項において準用する同法第三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療

養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。)の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

(他の法令による療養との調整)

第六十条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは高額療養費の支給は、行わない。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行われるときは、行わない。

3 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

(高額療養費)

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは

養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。)の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

(他の法令による療養との調整)

第六十条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは高額療養費の支給は、行わない。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行われるときは、行わない。

3 療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

(高額療養費)

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは

第三項に規定する一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 (略)

(出産費及び家族出産費)

第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

2 (略)

3 組合員の被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十三条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

第三項に規定する一部負担金の額又は療養（食事療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 (略)

(出産費及び家族出産費)

第六十一条 組合員が出産したときは、出産費として、標準報酬の月額に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

2 (略)

3 組合員の被扶養者（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）が出産したときは、家族出産費として、第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十三条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、標準報酬の月額に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定

2 (略)

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

4 埋葬料及び家族埋葬料は、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行われるときは、支給しない。

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十五条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サー

める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

2 (略)

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

4 埋葬料は、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十五条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病気、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サー

ビス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

第百七十七条 財務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 4 (略)

予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

第百七十七条 財務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 4 (略)



附則

(特例退職組員に対する短期給付等)

第十二条 (略)

2～8 (略)

9 特例退職組員は、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

附則

(特例退職組員に対する短期給付等)

第十二条 (略)

2～8 (略)

9 特例退職組員は、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組員とみなして同条第三項、第四項及び第五項第一号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（平成十九年四月施行分）  
 （附則第五十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）</p> <p>第五十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第三項ただし書及び第六十七条第二項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。</p> <p>三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金）</p> <p>第六十六条 組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。）が公</p>	<p>（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）</p> <p>第五十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第三項ただし書並びに第六十七条第二項ただし書及び第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。</p> <p>三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金）</p> <p>第六十六条 組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金</p>

務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2  
10 (略)

(出産手当金)

第六十七条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき標準報酬の日額の三分の二に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 | 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、前項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(育児休業手当金)

として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の六十五に相当する金額を支給する。

2  
10 (略)

(出産手当金)

第六十七条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき標準報酬の日額の百分の六十五に相当する金額を支給する。

2 | 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 | 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(育児休業手当金)

第六十八条の二 組合員が育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月。以下この項において「基準年齢」という。）に達する日までの期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。ただし、当該金額のうち標準報酬の日額の百分の十に相当する金額については、当該育児休業等をした組合員が当該育児休業等が終了した日（その日が当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日後で六月以上組合員（第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む。）であるときに、支給する。

2・3 (略)

(介護休業手当金)

第六十八条の三 組合員が介護のための休業（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける組合員については同法第二十条第一項に規定する介護休暇を、その他の組合員についてはこれに準ずる休業として政令で定めるものをいい、以下この条において「介護休業」という。）により勤務に服することのできない場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤

第六十八条の二 組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）が育児休業等（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業等により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業等に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業等をする必要と認められるものとして財務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月。以下この項において「基準年齢」という。）に達する日までの期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。ただし、当該金額のうち標準報酬の日額の百分の十に相当する金額については、当該育児休業等をした組合員が当該育児休業等が終了した日（その日が当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日後であるときは、当該育児休業等に係る子が基準年齢に達した日後で六月以上組合員（第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を含む、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。）であるときに、支給する。

2・3 (略)

(介護休業手当金)

第六十八条の三 組合員（第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）が介護のための休業（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける組合員については同法第二十条第一項に規定する介護休暇を、その他の組合員についてはこれに準ずる休業として政令で定めるものをいい、以下この条において「介護休業」という。）に

務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

254 (略)

(端数の処理)

第百十五条 (略)

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

附則

(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)

第六条の二 (略)

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第四十二条の二第一項後段中「当該標準期末手当等の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは「当該組合員が受けた期末手当等によりその年度における標準期末手当等の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準期末手当等の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける期末手当等の標準期末手当等の額は零とする」とする。

より勤務に服することができない場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服することができない期間一日につき標準報酬の日額の百分の四十に相当する金額を支給する。

254 (略)

(端数の処理)

第百十五条 (略)

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和二十五年法律第六十一号)第二条の規定を準用する。

附則

(短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例)

第六条の二 (略)

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは「区分(附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円(附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。)を」とする。

3

(略)

3

(略)

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（平成二十年四月施行分）  
 （附則第五十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 罰則（<u>第二百二十七条の二</u>—<u>第三百三十一条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>三～七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 罰則（<u>第二百二十八条</u>—<u>第三百三十一条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。</p> <p>イ～ハ（略）</p> <p>三～七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

(設立及び業務)

第三条 (略)

2 (略)

3 組合は、第五十一条第一項各号に掲げる短期給付、第七十二条第一項各号に掲げる長期給付及び第九十八条第一項第一号の二に掲げる福祉事業を行うものとする。

4 組合は、前項に定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。 )及び同法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。 )、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第五百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。 )並びに国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号) 第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。 )の納付並びに百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に関する業務を行う。

5 組合は、前二項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条第一項各号(第一号の二を除く。 )に掲げる福祉事業を行うことができる。

(定款)

第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 六 (略)

七 福祉事業(第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業をいう。 第五

(設立及び業務)

第三条 (略)

2 (略)

3 組合は、第五十一条各号に掲げる短期給付及び第七十二条第一項各号に掲げる長期給付を行うものとする。

4 組合は、前項に定めるもののほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号) 第五十三条第一項に規定する拠出金(以下「老人保健拠出金」という。 )、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) 第八十一条の二第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。 )、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第五百五十条第一項に規定する納付金(以下「介護納付金」という。 )及び国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号) 第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金(以下「基礎年金拠出金」という。 )の納付並びに百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に関する業務を行う。

5 組合は、前二項に定めるもののほか、組合員の福祉の増進に資するため、第五十二条に規定する短期給付及び第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業(第五章を除き、以下「福祉事業」という。 )を行うことができる。

(定款)

第六条 組合は、定款をもつて次に掲げる事項を定めなければならない。

一 六 (略)

七 福祉事業に関する事項



章を除き、以下同じ。)に関する事項

八・九 (略)

254 (略)

(秘密保持義務)

第十三条の二 組合の事務に従事している者又は従事していた者は、組合の事業(短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。)に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(準用規定)

第三十六条 第七条、第十一条から第十三条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、連合会について準用する。

この場合において、第十一条中「組合の代表者」とあるのは「理事長」と、第十三条中「組合」とあるのは「連合会の役員及び連合会」と、第十六条第二項中「作成し」とあるのは「作成し、これらに監事の意見を記載した書面を添付し」と、同条第三項中「及び事業状況報告書」とあるのは「、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面」と読み替えるものとする。

(短期給付の種類等)

第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 二の二 高額療養費及び高額介護合算療養費
- 三十三 (略)

2 短期給付に関する規定(育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。以下この条において同じ。)は、後期高齢者医療の被保

八・九 (略)

254 (略)

(準用規定)

第三十六条 第七条、第十一条から第十七条まで、第十九条及び第二十条の規定は、連合会について準用する。この場合において、第十一条中「組合の代表者」とあるのは「理事長」と、第十三条中「組合」とあるのは「連合会の役員及び連合会」と、第十六条第二項中「作成し」とあるのは「作成し、これらに監事の意見を記載した書面を添付し」と、同条第三項中「及び事業状況報告書」とあるのは「、事業状況報告書及び監事の意見を記載した書面」と読み替えるものとする。

(短期給付の種類)

第五十一条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 二の二 高額療養費
- 三十三 (略)

険者等に該当する組合員には、適用しない。

3| 短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4| 第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となつたものとみなす。

(附加給付)

第五十二条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(療養の給付)

第五十四条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一〇五 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）

(附加給付)

第五十二条 組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行うことができる。

(療養の給付)

第五十四条 組合は、組合員（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十六条の三までにおいて同じ。）の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一〇五 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に

に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二〇四 (略)

3 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十五条 (略)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一 (略)

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十

三 (略)

3〇7 (略)

(家族療養費)

第五十七条 被扶養者が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に対し家族療養費を支給する。

に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二〇四 (略)

3 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十五条 (略)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一 (略)

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の十

三 (略)

3〇7 (略)

(家族療養費)

第五十七条 被扶養者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十七条の四までにおいて同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に対し家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

ニ (略)

二・三 (略)

3 9 (略)

（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

ニ (略)

二・三 (略)

3 9 (略)

（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）

第五十九条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條の二第二項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併

療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八條の二第二項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービ

用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

- 2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

- 3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

- 一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項に規定する移送費を除

ス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

- 2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

- 3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

- 一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項前段に規定する移

く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第三項ただし書及び第六十七条第二項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

### 三（略）

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第四百四十五条第六項において準用する同法第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。

送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第三項ただし書及び第六十七条第二項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。

### 三（略）

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第四百四十五条第六項において準用する同法第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四百四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることがで

(高額療養費)

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金(第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額(次条第一項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 (略)

(高額介護合算療養費)

第六十条の三 一部負担金等の額(前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス利用者負担額に相当する金額を控除した金額)及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家

きる間も、同様とする。

(高額療養費)

第六十条の二 療養の給付につき支払われた第五十五条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金(第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 (略)



族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費、介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

(福祉事業)

第九十八条 組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする。

一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他

(障害一時金の受給権者)

第八十七条の五 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

(福祉事業)

第九十八条 組合又は連合会の行う福祉事業は、次に掲げる事業とする。

一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他

の健康の保持増進のための必要な事業（次号に掲げるものを除く。）

一の二 高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第九十九条の二において「特定健康診査等」という。）

二〇八（略）

二〇三（略）

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用を含み、第三項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二〇三（略）

二〇七（略）

（国の補助）

第九十九条の二 国は、予算の範囲内において、組合の事業に要する費

の健康の保持増進のための必要な事業

二〇八（略）

二〇三（略）

（費用負担の原則）

第九十九条 組合の給付に要する費用（老人保健拠出金、退職者給付拠出金、介護納付金及び基礎年金拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において同じ。）のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金の納付に要する費用を含み、第三項（第二号を除く。）の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。）については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二〇三（略）

二〇七（略）

用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

(掛金)

第百条 (略)

2 (略)

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合(第九十九条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会)の定款で定める。

4 組合員が、その組合内において、第九十九条第一項第三号の費用の算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところにより、掛金の額を調整することができる。

5 (略)

(船員組合員の療養の特例)

第百二十条 船員組合員が公務又は通勤によらないで病気にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十四条から第五十九条まで、第六十条の二及び第六十条の三の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ七までの規定の例による。

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第一項第三号

(掛金)

第百条 (略)

2 (略)

3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合(前条第二項第二号に規定する掛金に係るものにあつては、連合会)の定款で定める。

4 組合員が、その組合内において、前条第一項第三号の費用の算定上の単位を異にする組合員となつたときは、政令で定めるところにより、掛金の額を調整することができる。

5 (略)

(船員組合員の療養の特例)

第百二十条 船員組合員が公務又は通勤によらないで病気にかかり、若しくは負傷し、又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十四条から第五十九条まで及び第六十条の二の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ六までの規定の例による。

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第百二十一条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十一条第三号から第

から第十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一・二（略）

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第二百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。）は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2～4（略）

5 任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日（第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日）から、その資格を喪失する。

一～五（略）

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

6（略）

第二百二十七条の二 第十三条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

十三号までに掲げる短期給付（その給付事由が通勤によるものを除く。）は、次に掲げるもののうちこれらの者が選択するいずれか一の給付とする。

一・二（略）

（任意継続組合員に対する短期給付等）

第二百二十六条の五 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して二十日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2～4（略）

5 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日（第四号に該当するに至つたときは、その日）から、その資格を喪失する。

一～五（略）

6（略）

（罰則）

第二百二十八条 (略)

附則

(退職者給付拠出金の納付が行われる場合における組合の業務等の特例)

第十一條の二 当分の間、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十九號)附則第十條第一項に規定する拠出金の納付が同條第二項の規定により行われる場合における第三條第四項及び第九十九條第一項の規定の適用については、第三條第四項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十九號)附則第十條第一項に規定する拠出金(以下「退職者給付拠出金」という。)、介護保険法」と、第九十九條第一項中「介護納付金並びに」とあるのは「退職者給付拠出金、介護納付金並びに」と、同項第一号中「の納付」とあるのは「並びに退職者給付拠出金の納付」とする。

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二條 財務省令で定める要件に該当するものとして財務大臣の認可を受けた組合(以下この条において「特定共済組合」という。)の組合員であつた者で健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第 条の規定による改正前の国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべきものうち当該特定共済組合の定款で定めるものは、財務省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができる。ただし、第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

第二百二十八条 (略)

附則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二條 財務省令で定める要件に該当するものとして財務大臣の認可を受けた組合(以下この条において「特定共済組合」という。)の組合員であつた者で国民健康保険法第八條の二第一項に規定する退職被保険者であるべきものうち当該特定共済組合の定款で定めるものは、財務省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができる。ただし、第二百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

2・8 (略)

9 特例退職組合員は、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第 条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十条の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）」と、第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とある

2・8 (略)

9 特例退職組合員は、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における組合及び連合会の業務等の特例）

第二十条の二 厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第三条第四項、第二十一条第二項第一号、第二十四条第一項第七号、第三十五条の二第一項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第九十四条の二第二項に規定する基礎年金拠出金（以下「基礎年金拠出金」という。）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第十八条第一項に規定する拠出金（以下「年金保険者拠出金」という。）」と、第二十一条第二項第一号中「の納付並びに」とあるのは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、「の納付及び」とあるのは

のは「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第三十五条の二第一項中「及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金並びに」と、第九十九条第一項中「並びに基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金並びに年金保険者拠出金」と、同項第三号中「を含み」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含み」と、第二百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

例) (病床転換支援金等の納付が行われる場合における組合の業務等の特

第二十条の二の二 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第三条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、第三条第四項中「及び同法」とあるのは「」、同法」と、「後期高齢者支援金等」という。」「とあるのは「後期高齢者支援金等」という。）」及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）」と、第九十九条第一項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

「及び年金保険者拠出金の納付並びに」と、第二十四条第一項第七号中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、第三十五条の二第一項中「及び」とあるのは「及び年金保険者拠出金並びに」と、第九十九条第一項中「及び基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、同項第三号中「を含み」とあるのは「及び年金保険者拠出金を含み」と、第二百二条の三第二項中「基礎年金拠出金」とあるのは「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」とする。

◎ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（平成二十四年四月施行分）  
 （附則第五十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の給付）                      第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。</p>	<p>（療養の給付）                      第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第八条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p> <p>7 第五十四条第三項の規定は、入院時食事療養費の支給について準用する。</p> <p>（入院時食事療養費）                      第五十五条の三（略）</p> <p>2～6（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第五十四条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。</p>



<p>(保険外併用療養費) 第五十五条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第五十五条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(家族療養費) 第五十七条 (略)</p> <p>2、6 (略)</p> <p>7 第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>(保険外併用療養費) 第五十五条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第五十四条第三項及び第五十五条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(家族療養費) 第五十七条 (略)</p> <p>2、6 (略)</p> <p>7 第五十四条第三項、第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。</p> <p>8・9 (略)</p>
--	---

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年九月八日法律第百五十二号）（平成十八年十月一日施行分）  
 （附則第六十四条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（不正受給者からの費用の徴収等）</p> <p>第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があ              る場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する              金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第              三項の規定により支払った一部負担金（第五十七条の二第一項第一号              の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額              を控除した金額）の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機              関において診療に従事する保険医（第六十条第一項に規定する保険医              をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第              一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記              載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その              保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の規定              により徴収すべき金額を納付させることができる。</p> <p>3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保              険薬局又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽              りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用の              支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪              問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返</p>	<p>（不正受給者からの費用の徴収等）</p> <p>第四十九条 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があ              る場合には、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する              金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第              三項の規定により支払った一部負担金に相当する額を控除した金額）              の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合において、第五十七条第一項第三号に規定する保険医療              機関若しくは第五十七条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医              療機関において診療に従事する保険医（第六十条第一項に規定する保              険医をいう。）又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八              条第一項に規定する主治の医師が組合に提出されるべき診断書に虚偽              の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、              その保険医又は主治の医師に対し、給付を受けた者と連帯して前項の              規定により徴収すべき金額を納付させることができる。</p> <p>3 組合は、第五十七条第一項第三号に掲げる保険医療機関若しくは保              険薬局若しくは第五十七条の三第一項第一号に規定する特定承認保険              医療機関又は第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者が              偽りその他不正の行為により組合員又は被扶養者の療養に関する費用              の支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局若しくは</p>

還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(短期給付の種類)

第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
- 二 十三 (略)

(通勤による災害に係る補償との調整)

第五十五条の二 次条第一項又は第五十七条の三から第五十七条の五まで、第五十八条第一項若しくは第二項、第五十八条の二、第五十八条の三第一項、第五十九条第一項、第五十九条の三第一項、第五十九条の四第一項、第六十五条若しくは第六十八条第一項に規定する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、埋葬料、家族埋葬料若しくは傷病手当金の支給は、同一の病気、負傷又は死亡に関し、地方公務員災害補償法の規定による補償でこれらの給付に相当する通勤(同法第二条第二項の通勤をいう。)による災害に係るもの又はこれに相当する給付が行われることとなつたときは、行わない。

(療養の給付)

第五十六条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする

特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を納付させることができる。

(短期給付の種類)

第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費
- 二 十三 (略)

(通勤による災害に係る補償との調整)

第五十五条の二 次条第一項又は第五十七条の二、第五十七条の三、第五十八条第一項若しくは第二項、第五十八条の二、第五十八条の三第一項、第六十五条第一項若しくは第二項若しくは第六十八条第一項に規定する療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは傷病手当金の支給は、同一の病気、負傷又は死亡に関し、地方公務員災害補償法の規定による補償でこれらの給付に相当する通勤(同法第二条第二項の通勤をいう。)による災害に係るもの又はこれに相当する給付が行われることとなつたときは、行わない。

(療養の給付)

第五十六条 (略)

2 食事の提供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの

一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に掲げる療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院組合員に係るものに限る。以下「生活療養」という。）

イ 食事の提供である療養

ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

三 健康保険法第六十三条第二項第三号に掲げる療養（以下「評価療養」という。）

四 健康保険法第六十三条第二項第四号に掲げる療養（以下「選定療養」という。）

3 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 (略)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を

に限る。以下「食事療養」という。）に係る給付及び健康保険法第六十三条第二項に規定する厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

3 (略)

(療養の機関及び費用の負担)

第五十七条 (略)

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を

受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとするができる。

一 七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の三十

二 (略)

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の三十

3 (略)

4 保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担金(次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)

の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

5 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金(次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金)に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6・7 (略)

受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 百分の三十

二 (略)

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、政令で定めるところにより算定した給料の額が政令で定める額以上であるとき 百分の二十

3 (略)

4 保険医療機関又は保険薬局は、第二項に規定する一部負担金の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、組合員が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、組合は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかつた組合員から、これを徴収することができる。

5 組合員が第一項の規定により療養の給付を受けた場合には、組合は、同項第一号の医療機関又は薬局については、その費用から組合員が支払うべき第三項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を負担し、第一項第二号又は第三号の医療機関又は薬局については、療養に要する費用から組合員が支払うべき第二項に規定する一部負担金に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に支払うものとする。

6・7 (略)

(一部負担金の額の特例)

第五十七条の二 組合は、災害その他の総務省令で定める特別の事情がある組合員であつて、前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払を免除すること。

三 当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2 前項の措置を受けた組合員は、前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた組合員にあつてはその減額された一部負担金を同条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に支払うをもつて足り、前項第二号又は第三号の措置を受けた組合員にあつては一部負担金を当該医療機関又は薬局に支払うことを要しない。

3 前条第七項の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

(入院時食事療養費)

第五十七条の三 組合員(特定長期入院組合員を除く。以下この条において同じ。)が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用

(入院時食事療養費)

第五十七条の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、前条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用

の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 組合員が第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合は、組合は、その組合員が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 (略)

6 第五十七条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 (略)

(入院時生活療養費)

第五十七条の四 特定長期入院組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて生活療養を受けたときは、その生活療養に要した費用について入院時生活療養費を支給する。

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養について健康保険法第八十条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算

の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から同項に規定する標準負担額（以下「標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 組合員が前条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合は、組合は、その組合員が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 (略)

6 前条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7 (略)

定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から同項に規定する生活療養標準負担額（以下「生活療養標準負担額」という。）を控除した金額とする。

3 第五十六条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

（保険外併用療養費）

第五十七条の五 組合員が公務によらない病気又は負傷により、第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（以下「保険医療機関等」という。）から評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について健康保険法第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応

（特定療養費）

第五十七条の三 組合員が公務によらない病気又は負傷により、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 健康保険法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関（以下「特定承認保険医療機関」という。）から受けた療養  
二 第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局（特定承認保険医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。）から受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について健康保険法第八十六条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号



じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第二項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した金額

二 当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した金額

三 当該生活療養について健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した金額

に定める割合を乗じて得た額を控除した金額

二 当該食事療養について健康保険法第八十五条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準によりされる算定の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額

3 組合員が特定承認保険医療機関である第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関から療養を受けた場合又は同号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）から選定療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき療養に要した費用のうち特定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が特定承認保険医療機関（第五十七条第一項第一号に掲げる医療機関を除く。）から療養を受けた場合又は同項第二号若しくは第三号に掲げる医療機関若しくは薬局（特定承認保険医療機関を除く。）から選定療養を受けた場合は、組合は、その組合員が当該特定承認保険医療機関又は当該医療機関若しくは薬局に支払うべき療養に要した費用について特定療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該特定承認保険医療機関又は当該医療機

3| 第五十六条第三項及び第五十七条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。

4| 第五十七条第七項の規定は、前項において準用する第五十七条の三第四項の場合において第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき保険外併用療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(療養費)

第五十八条 組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給す

関若しくは薬局に支払うことができる。

5| 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し特定療養費を支給したものとみなす。

6| 特定承認保険医療機関又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

7| 第五十七条第一項第一号又は第二号に掲げる医療機関が健康保険法第八十六条第一項第一号の承認を受けたときは、第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該医療機関においては療養の給付（入院時食事療養費に係る療養を含む。）を行わない。

8| 第五十六条第三項の規定は、特定療養費の支給について準用する。

9| 第五十七条第七項の規定は、第四項の場合において第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(療養費)

第五十八条 組合は、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）をすることが困難であると認めるとき、又は組合員が保険医療機関等及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から診療、手当若しくは薬剤の支給を受けた場合において、組合がやむを得ないと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給す

ることができる。

2 (略)

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養又は生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養又は生活療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十七条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合には第五十七条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 (略)

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額

ることができる。

2 (略)

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十七条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

(訪問看護療養費)

第五十八条の二 (略)

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額から、その額に第五十七条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を

療養の給付に係る同項の一部負担金について第五十七条の二第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の額を控除した金額とする。

3～7 (略)

(移送費)

第五十八条の三 組合員が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 (略)

(家族療養費)

第五十九条 被扶養者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十九条の四までにおいて同じ。）が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

控除した金額とする。

3～7 (略)

(移送費)

第五十八条の三 組合員が療養の給付（特定療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 (略)

(家族療養費)

第五十九条 被扶養者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十九条の三までにおいて同じ。）が保険医療機関等又は特定承認保険医療機関から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額）とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ・ハ (略)

ニ 第五十七条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の七十

二 当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から食事療養標準負担額を控除した金額

三 当該生活療養について算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から生活療養標準負担額を控除した金額

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(評価療養及び選定療養を除く。)を受ける場合にあつては第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては第五十七条の五第二項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては第五十七条の三第二項の食事療養についての費用の額の算定、前項第三号の生活療養についての費用の額の算定に関しては第五十七条の四第二項の生活療養についての費用の額の算定の例による。

4 (略)

5 被扶養者が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関又は薬局に支払うことができる。

イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

ロ・ハ (略)

ニ 第五十七条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

二 当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養(選定療養を除く。)を受ける場合にあつては第五十七条第六項の療養に要する費用の額の算定、特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合にあつては第五十七条の三第二項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第五十七条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定の例による。

4 (略)

5 被扶養者が第五十七条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から療養を受けた場合には、組合は、療養に要した費用のうち家族療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、これらの医療機関若しくは

6 (略)

7 第五十六条第三項、第五十七条の三第六項並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

8・9 (略)

(家族療養費の額の特例)

第五十九条の二 組合は、第五十七条の二第一項に規定する組合員の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第二項第一号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え百分の百以下の範囲内において組合が定めた割合とする措置を採ることができる。

2 組合は、前項に規定する被扶養者に係る前条第五項の規定の適用については、同項中「家族療養費として組合員に支給すべき金額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、組合は、当該支払をした金額から家族療養費として組合員に対し支給すべき金額に相当する金額を控除した金額をその被扶養者に係る組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(家族訪問看護療養費)

第五十九条の三 (略)

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額に第五十九条第二項第一号イから

薬局又は特定承認保険医療機関に支払うことができる。

6 (略)

7 第五十六条第三項、第五十七条の二第六項、第五十七条の三第六項並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

8・9 (略)

(家族訪問看護療養費)

第五十九条の二 (略)

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額に前条第二項第一号イからニまで

ニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た金額（家族療養費の支給について前条第一項又は第二項の規定が適用されるときは、当該規定が適用されたものとした場合の金額）とする。

3・4 (略)

(家族移送費)

第五十九条の四 (略)

2 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

第六十条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。第四百四十四条の二十八第一項において同じ。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用

に掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た金額とする。

3・4 (略)

(家族移送費)

第五十九条の三 (略)

2 (略)

(保険医療機関の療養担当等)

第六十条 保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師（健康保険法第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。第四百四十四条の二十八第一項において同じ。）は、同法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当たらなければならない。

2 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付)

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護

療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。））、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八十一条に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。））、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費

療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。））、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八十一条に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。））、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護



若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき(当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費(次項前段に規定する移

予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき(当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費(次項前段に規定する移送費を除く。)、家族療養

送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき。

二・三（略）

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第四百四十五条第六項において準用する同法第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四百四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

（他の法令による療養との調整）

第六十二条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療

費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき。

二・三（略）

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病気又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第四百四十五条第七項において準用する同法第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四百四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

（他の法令による療養との調整）

第六十二条 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の

養費若しくは家族移送費の支給は、行わない。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

(高額療養費)

第六十二条の二 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金(第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 (略)

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、政令で定める金額を支給する。

2 (略)

3 被扶養者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が出産した

支給は、行わない。

2 療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の病気又は負傷に関し、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付が行われるときは、行わない。

(高額療養費)

第六十二条の二 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金の額又は療養(食事療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 (略)

(出産費及び家族出産費)

第六十三条 組合員が出産したときは、出産費として、給料の一月分に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

2 (略)

3 被扶養者(前項本文の規定の適用を受ける者を除く。)が出産した

ときは、家族出産費として、政令で定める金額を支給する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

2 (略)

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十七条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病氣、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(障害一時金の受給権者)

ときは、家族出産費として、第一項本文の規定による出産費の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十五条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、給料の一月分に相当する金額に第六十三条第一項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

2 (略)

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

(日雇特例被保険者に係る給付との調整)

第六十七条 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族出産費又は家族埋葬料は、同一の病氣、負傷、出産又は死亡に関し、健康保険法第五章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金若しくは埋葬料の支給があつた場合には、その限度において、支給しない。

(障害一時金の受給権者)

第九十六条 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 (略)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十	公務	業務
六条第	療養の給付若しくは	その退職の日までにその傷病が治らな
一項	保険外併用療養費、療養費若しくは訪問	かつた者又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至らなかつ

第九十六条 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 (略)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十	公務	業務
六条第	療養の給付若しくは	その退職の日までにその傷病が治らな
一項	特定療養費、療養費若しくは訪問看護療	かつた者又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至らなかつ

看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防防サービ

た者にあつては、当該傷病につき健康保険の療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防防サービ

養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防防サービ

た者にあつては、当該傷病につき健康保険の療養の給付若しくは特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは特定療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防防サービ

(略)	(略)	(略)
	治療の効果が期待できない状態に至った日	であるときは当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日

3 (略)

第四百四十四条の二十八 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 3 4 (略)

(略)	(略)	(略)
	期待できない状態に至つた日	最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日

3 (略)

第四百四十四条の二十八 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員に質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、若しくは当該職員に關係者に対し質問させ、若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関につき設備若しくは診療録その他その業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2 3 4 (略)

附則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 (略)

256 (略)

7 特例退職組合員は、第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十八条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

8・9 (略)

附則

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 (略)

256 (略)

7 特例退職組合員は、第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項及び第五項第一号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十八条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

8・9 (略)



◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年九月八日法律第百五十二号）（平成十九年四月一日施行分）  
 （附則第六十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）                  第六十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その者が、他の組合の組合員（国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、第六十八条第三項ただし書及び第六十九条第二項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。</p> <p>三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金）                  第六十八条 組合員（<u>第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。</u>以下この条から第七十条の三までにおいて同じ。）が公務</p>	<p>（組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付）                  第六十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 その者が、他の組合の組合員（国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、第六十八条第三項ただし書並びに第六十九条第二項ただし書及び第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。</p> <p>三（略）</p> <p>4（略）</p> <p>（傷病手当金）                  第六十八条 組合員が公務によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金</p>

によらないで病気にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができない場合には、傷病手当金として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2（略）

（出産手当金）

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき給料日額の三分の二に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に五十銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を支給する。

2 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、前項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

として、勤務に服することができなくなつた日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2（略）

（出産手当金）

第六十九条 組合員が出産した場合には、出産手当金として、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服することができなかった期間一日につき給料日額の百分の八十に相当する金額を支給する。

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(育児休業手当金)

第七十条の二 組合員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月。以下この項において「基準年齢」という。）に達する日までの期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。ただし、当該育児休業手当金の額のうち給料日額の百分の十に相当する金額に当該政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額については、当該育児休業をした組合員が当該育児休業が終了した日（その日が当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日以後であるときは、当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日以後で六月以上組合員（第四百四十条第二項に規定する継続長期組合員及び第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）であるときに、支給する。

2・3 (略)

(介護休業手当金)

第七十条の三 組合員が介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第八項において準用

(育児休業手当金)

第七十条の二 組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この項において同じ。）が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項の規定により育児休業をした場合には、育児休業手当金として、当該育児休業により勤務に服さなかつた期間で当該育児休業に係る子が一歳（その子が一歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められるものとして総務省令で定める場合に該当するときは、一歳六か月。以下この項において「基準年齢」という。）に達する日までの期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。ただし、当該育児休業手当金の額のうち給料日額の百分の十に相当する金額については、当該育児休業をした組合員が当該育児休業が終了した日（その日が当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日以後であるときは、当該育児休業に係る子が基準年齢に達した日以後で六月以上組合員（第四百四十条第二項に規定する継続長期組合員及び第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員を含む。）であるときに、支給する。

2・3 (略)

(介護休業手当金)

第七十条の三 組合員（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。以下この条において同じ。）が介護休業（育児休業、介

する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2～4 (略)

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 (略)

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、別段の定めがあるものを除き、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

附則

(短期給付等に係る掛金の標準となる給料等の最高限度額の特例)

第三十三条 健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額が六十二万円を超える間における短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる給料の額及び掛金の標準となる期末手当等の額についての第十四条第四項の規定の適用については、同項中「六十二万円」とあるのは「健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額」と、「その月に受けた期末手当等の額が百五十万円」とあるのは「その年度に受けた期末手当等の額の累計額

介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第六十一条第八項において準用する同条第三項に規定する要介護家族その他主務省令で定める者を介護するための休業であつて、任命権者又はその委任を受けた者の承認（主務省令で定める組合員については、主務省令で定める者の承認）を受けたものをいう。以下この条において同じ。）をした場合には、介護休業手当金として、当該介護休業により勤務に服さなかつた期間一日につき給料日額の百分の四十に相当する金額に政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額を支給する。

2～4 (略)

(端数の処理)

第四百四十四条の二十六 (略)

2 前項に定めるもののほか、この法律による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）第二条の規定を準用する。

附則

(短期給付等に係る掛金の標準となる給料等の最高限度額の特例)

第三十三条 健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額が六十二万円を超える間においては、第十四条第四項中「六十二万円」とあるのは「六十二万円（短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる給料の額については、健康保険法に規定する標準報酬月額等級の最高等級に係る標準報酬月額を勘案して政令で定める額）」と、「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（短期給付及び福祉事業に係る掛金の標準となる期末手当等の額については、同法

が政令で定める額」と、「期末手当等の額が百五十万円である」とあるのは「当該月に受けた期末手当等の額が当該累計額から当該政令で定める額を控除して得た額を当該期末手当等の額から控除して得た額（当該額が零を下回るときは、零）である」とする。

に規定する標準賞与額の最高限度額を勘案して政令で定める額。以下この項において同じ。）を」とする。

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年九月八日法律第五百五十二号）（平成二十年四月一日施行分）  
 （附則第六十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 福祉事業（第一百二十二条・第一百二十二条の二）</p> <p>第六章～第九章の三（略）</p> <p>第十章 罰則（第四百四十六条の二―第五百十条の二）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律（第十一章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 被扶養者 次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）を除く。）で主として組合員（短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。）の収入により生計を維持するものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 福祉事業（第一百二十二条）</p> <p>第六章～第九章の三（略）</p> <p>第十章 罰則（第四百四十七条―第五百十条の二）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律（第十一章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 被扶養者 次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものをいう。</p>

イハ (略)

三六 (略)

2・3 (略)

(組合の役員及び事務職員の公務員たる性質)

第十九条 (略)

(秘密保持義務)

第十九条の二 組合の役員若しくは組合の事務に従事する者又はこれらの者であつた者は、組合の事業（短期給付に係るもの及び福祉事業に限る。）に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

(地方公務員共済組合連合会)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三百三十四條第八項（同法第三百三十七條第六項及び第三百三十八條第四項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十六條の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第一百十條において準用する場合を含む。）及び第三百三十六條第六項（介護保険法第三百三十八條第二項、第四百十條第三項及び第四百十一條第二項、国民健康保険法第七十六條の四並びに高齢者の医療の確保に関する法律第一百十條において準用する場合を含む。）の規定による通知の經由に係る事業並びに介護保険法第三百三十七條第二項（同法第四百十條第三項、国民健康保険法第七十六條の四及び高齢者の医

イハ (略)

三六 (略)

2・3 (略)

(組合の役員及び事務職員の公務員たる性質)

第十九条 (略)

(地方公務員共済組合連合会)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 地方公務員共済組合連合会は、前項に定めるもののほか、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三百三十四條第八項（同法第三百三十七條第六項及び第三百三十八條第四項において準用する場合を含む。）及び第三百三十六條第六項（同法第三百三十八條第二項、第四百十條第三項及び第四百十一條第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知の經由に係る事業並びに同法第三百三十七條第二項（同法第四百十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による特別徴収に係る納入金の納入の經由に係る事業その他総務省令で定める事業を行うものとする。

療の確保に関する法律第百十条において準用する場合を含む。)の規定による特別徴収に係る納入金の納入の経由に係る事業その他総務省令で定める事業を行うものとする。

#### 4・5 (略)

##### (組合の給付)

第四十二条 組合は、この法律で定めるところにより、組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関し、第五十三条第一項に規定する短期給付を行うほか、第五十四条に規定する短期給付を行うことができるものとし、また、組合員の退職、障害又は死亡に関し、長期給付を行うものとする。

##### (給付額の算定の基準となる給料等)

第四十四条 短期給付(第五十三条第一項及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。)の属する月の掛金の標準となつた給料(第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。)とし、その二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつて給料日額とする。

#### 2 (略)

##### (短期給付の種類等)

#### 4・5 (略)

##### (組合の給付)

第四十二条 組合は、この法律で定めるところにより、組合員の病気、負傷、出産、死亡、休業若しくは災害又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関し、第五十三条に規定する短期給付を行うほか、第五十四条に規定する短期給付を行なうことができるものとし、また、組合員の退職、障害又は死亡に関し、長期給付を行なうものとする。

##### (給付額の算定の基準となる給料等)

第四十四条 短期給付(第五十三条及び第五十四条に規定する短期給付をいう。以下同じ。)の給付額の算定の基準となるべき給料は、給付事由が生じた日(給付事由が退職後に生じた場合には、退職の日。以下この条において同じ。)の属する月の掛金の標準となつた給料(第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となつた給料をいう。以下この条において同じ。)とし、その二十二分の一に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)をもつて給料日額とする。

#### 2 (略)

##### (短期給付の種類)



第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一・二 (略)

二の二 高額療養費及び高額介護合算療養費

三十三 (略)

2 短期給付に関する規定(育児休業手当金及び介護休業手当金に係る部分を除く。以下この条において同じ。)は、後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員には、適用しない。

3 短期給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項の規定によりその適用を受けない組合員となつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

4 第二項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない組合員が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に組合員となつたものとみなす。

(附加給付)

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一五 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする

第五十三条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。

一・二 (略)

二の二 高額療養費

三十三 (略)

第五十四条 組合は、政令で定めるところにより、前条各号に掲げる給付にあわせて、これに準ずる短期給付を行なうことができる。

(附加給付)

(療養の給付)

第五十六条 組合は、組合員(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による医療を受けることができる者を除く。次条から第五十八条の三までにおいて同じ。)の公務によらない病気又は負傷について次に掲げる療養の給付を行う。

一五 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする

一 食事の提供である療養であつて前項第五号と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 四（略）

3（略）

（療養の機関及び費用の負担）

第五十七条（略）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一（略）

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の二十

三（略）

3 7（略）

一 食事の提供である療養であつて前項第五号と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である組合員（以下「特定長期入院組合員」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）

二 四（略）

3（略）

（療養の機関及び費用の負担）

第五十七条（略）

2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。

一（略）

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 百分の十

三（略）

3 7（略）

(家族療養費)

第五十九条 被扶養者が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 被扶養者が六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者(ニに規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

ニ (略)

二・三 (略)

3～9 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

(家族療養費)

第五十九条 被扶養者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条から第五十九条の四までにおいて同じ。)が保険医療機関等から療養を受けたときは、その療養に要した費用について組合員に家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該金額及び第三号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)について算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 被扶養者が三歳に達する日の属する月の翌月以後であつて七十歳に達する日の属する月以前である場合 百分の七十

ロ 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

ハ 被扶養者(ニに規定する被扶養者を除く。)が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

ニ (略)

二・三 (略)

3～9 (略)

(組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が介護保険法の規定による居宅

第六十一条 組合員が資格を喪失し、かつ、健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第一項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第二十三項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限

介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき(当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。)を受けているとき(その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき(当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費若しくは介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費を受けているときを含む。)には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病氣又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員（国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、第六十八条第三項ただし書並びに第六十九条第二項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

三（略）

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病氣又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第四百四十五条第六項において準用する同法第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病氣又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項前段に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員（国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十三条第二項ただし書、第六十六条ただし書、第六十八条第三項ただし書並びに第六十九条第二項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。

三（略）

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病氣又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第四百四十五条第六項において準用する同法第三百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給

を受けることができる間は、行わない。

(高額療養費)

第六十二条の二 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額（次条第一項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 (略)

(高額介護合算療養費)

第六十二条の三 一部負担金等の額（前条第一項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）並びに介護保険法第五十一条第一項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支

を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四百十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

(高額療養費)

第六十二条の二 療養の給付につき支払われた第五十七条第二項若しくは第三項に規定する一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

2 (略)

給額に相当する金額を控除した金額）及び同法第六十一条第一項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する金額を控除した金額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

2 前条第二項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

（障害一時金の受給権者）

第九十六条 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2  
（略）

（障害一時金の受給権者）

第九十六条 公務によらないで病気にかかり、又は負傷した者で、その病気又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつたものが退職した場合において、その退職の日（療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日。次条において同じ。）に、その傷病の結果として、政令で定める程度の障害の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。

2  
（略）



(福祉事業)

第十二条 組合（市町村連合会を含む。以下この条において同じ。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業（次条に規定するものを除く。）

一の二〇六 (略)  
二〇五 (略)

第十二条の二 組合は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（第十三条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとする。

(費用の負担)

第十三条 組合の給付に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法第八十一条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に

(福祉事業)

第十二条 組合（市町村連合会を含む。以下この条において同じ。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

一の二〇六 (略)  
二〇五 (略)

(費用の負担)

第十三条 組合の給付に要する費用（老人保健法第五十三条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第八十一条の二第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法第五十条第一項に規定する納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用並びに基礎年金拠出金に係る負担に要する費用を含む。）は、短期給付に要する費用（老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金の納付に要する費用を含み、第三項第一号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを

係るものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一〇三（略）

二〇七（略）

#### （国の補助）

第百十三条の二 国は、予算の範囲内において、組合の事業に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

#### （船員組合員の療養の特例）

第百三十六条 船員組合員が公務によらないで病気にかかり、若しくは負傷した場合（通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）により病気にかかり、又は負傷した場合を除く。）又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条

除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつては各組合ごとに当該組合を組織する職員（介護納付金の納付に要する費用については、当該組合を組織する職員のうち同法第九条第二号に規定する被保険者（第百十四条第五項及び第百四十四条の二第二項において「介護保険第二号被保険者」という。）の資格を有する者）を単位として、長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用（第三項第二号に掲げる費用のうち同項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含み、次項第三号に掲げるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）にあつてはすべての組合を組織する職員を単位として、次に定めるところにより、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一〇三（略）

二〇七（略）

#### （船員組合員の療養の特例）

第百三十六条 船員組合員が公務によらないで病気にかかり、若しくは負傷した場合（通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）により病気にかかり、又は負傷した場合を除く。）又は船員組合員の被扶養者が病気にかかり、若しくは負傷した場合における療養に関しては、第五十六条から第六十一条

まで、第六十二条の二及び第六十二条の三の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ七までの規定による。

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第三百三十七条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第一項第三号から第十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるものを除く。)は、次に掲げるものうちこれらの者が選択するいずれかの給付とする。

一・二 (略)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第四百四十四条の二 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(後期高齢者医療の被保険者等でないものに限る。)は、その退職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができ、この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、介護保険第二号被保険者の資格

まで及び第六十二条の二の規定にかかわらず、船員保険法第二十八条から第二十九条ノ六まで及び第三十一条から第三十一条ノ六までの規定による。

(船員組合員の療養以外の短期給付の特例)

第三百三十七条 前条に定めるもののほか、船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する第五十三条第三号から第十三号までに掲げる短期給付(その給付事由が通勤によるものを除く。)は、次に掲げるものうちこれらの者が選択するいずれかの給付とする。

一・二 (略)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第四百四十四条の二 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分の適用については、別段の定めがあるものを除き、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金(老人保健拠出金及び退職者給付拠出金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有す

を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3・4 (略)

5 任意継続組合員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日(第四号又は第六号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

一〜五 (略)

六 後期高齢者医療の被保険者等となつたとき。

6 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 (略)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十 六条第 一項	公務 療養の給付若しくは 保険外併用療養費、 療養費若しくは訪問 看護療養費の支給若 しくは高齢者の医療 の確保に関する法律 の規定による療養の	業務 その退職の日までにその傷病が治らな かつた者又はその症状が固定し治療の 効果が期待できない状態に至らなかつ た者にあつては、当該傷病につき健康 保険の療養の給付若しくは保険外併用 療養費、療養費若しくは訪問看護療養 費の支給若しくは高齢者の医療の確保

る任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3・4 (略)

5 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

一〜五 (略)

6 (略)

(団体職員の取扱い)

第四百四十四条の三 (略)

2 団体職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第九十 六条第 一項	公務 療養の給付若しくは 保険外併用療養費、 療養費若しくは訪問 看護療養費の支給若 しくは老人保健法の 規定による医療若し しくは保険外併用療養	業務 その退職の日までにその傷病が治らな かつた者又はその症状が固定し治療の 効果が期待できない状態に至らなかつ た者にあつては、当該傷病につき健康 保険の療養の給付若しくは保険外併用 療養費、療養費若しくは訪問看護療養 費の支給若しくは老人保健法の規定に

給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日

に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けている者であるときは最初に健康保険の療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、特例施設介護サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受ける診察を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日、その他の者であるときは当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診察を受けた日から起算して五年を経過するま

費、医療費若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始後五年を経過しない組合員がその資格を喪失した後継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後五年を経過するまでの間にその傷病が治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日

よる医療若しくは保険外併用療養費、医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けている者であるときは最初に健康保険の療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給若しくは老人保健法の規定による医療若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、特例施設介護サービス費若しくは特例介護予防サービス費の支給を受ける診察を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に治つた日又はその症状が固定し治療の効

3 (略)	(略)	(略)	での間に治つた日又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日
----------	-----	-----	---------------------------------------

第十章 罰則

第四百六十六条の二 第十九条の二の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四百四十七条 (略)

附則

(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業等)

第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付(第五十四条に規定する短期給付を除く。次条第一項において同じ。)の掛金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次条第一項において同じ。)に係る不均衡を調整するための交付金(第四項において「調整交付金」という。)の交付の事業その他市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

3 (略)	(略)	(略)	果が期待できない状態に至つた日
----------	-----	-----	-----------------

第十章 罰則

(罰則)

第四百四十七条 (略)

附則

(市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業等)

第十四条の三 市町村連合会は、第二十七条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付(第五十四条に規定する短期給付を除く。次条第一項において同じ。)の掛金(老人保健拠出金及び退職者給付拠出金並びに介護納付金に係るものを含む。次条第一項において同じ。)に係る不均衡を調整するための交付金(第四項において「調整交付金」という。)の交付の事業その他市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

25 (略)

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 主務省令で定める要件に該当するものとして主務大臣の認可を受けた組合(以下この条において「特定共済組合」という。)の組合員であつた者で健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべきものうち当該特定共済組合の定款で定めるものは、主務省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができる。ただし、第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

254 (略)

5 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等)に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、第一百三十三条第一項に規定する介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この項において「特例退職掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特例退職掛金の標準となるべき給料は、特例退職掛金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料の額の平均額と、前年における当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額の

25 (略)

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十八条 主務省令で定める要件に該当するものとして主務大臣の認可を受けた組合(以下この条において「特定共済組合」という。)の組合員であつた者で国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべきものうち当該特定共済組合の定款で定めるものは、主務省令で定めるところにより、当該特定共済組合の組合員として短期給付を受けることを希望する旨を当該特定共済組合に申し出ることができる。ただし、第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員であるときは、この限りでない。

254 (略)

5 特例退職組合員は、当該特定共済組合が、その者の短期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金(老人保健拠出金及び退職者給付拠出金)に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含み、第一百三十三条第一項に規定する介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この項において「特例退職掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、当該特定共済組合に払い込まなければならない。この場合における特例退職掛金の標準となるべき給料は、特例退職掛金を徴収すべき月の属する年(当該月が一月から三月までの場合には、前年)の一月一日における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員の掛金の標準となつた給料の額の平均額と、前年における当該組合員の掛金の標準となつた期末手当等の額の平均額

平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

6 (略)

7 特例退職組合員は、第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十八条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第十三条の規定による改正前の国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

8・9 (略)

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付積立金等の特例）

第四十条の三 (略)

1 (退職者給付拠出金の納付が行われる場合における費用の負担の特例)

第四十条の三の二 当分の間、国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第百十三条第一項、第百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項の規定の適用については、第百十三条第一項中「並びに介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに

の十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一に相当する額の範囲内で定款で定める額とする。

6 (略)

7 特例退職組合員は、第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項並びに第五項第一号及び第三号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十八条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

8・9 (略)

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付積立金等の特例）

第四十条の三 (略)



介護保険法」と、「並びに介護納付金」とあるのは、「退職者給付拠出金並びに介護納付金」と、第四百四十四条の二第二項及び附則第十八条第五項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等並びに退職者給付拠出金」と、附則第十四条の三第一項中「並びに介護納付金」とあるのは、「退職者給付拠出金並びに介護納付金」とする。

一 (病床転換支援金等の納付が行われる場合における費用の負担の特例)

第四十条の三の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第四百十三条第一項、第四百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項の規定の適用については、第四百十三条第一項中「及び同法」とあるのは、「同法」と、「という。」並びに「とあるのは」という。) 及び同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに「と」、「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、第四百四十四条の二第二項、附則第十四条の三第一項及び附則第十八条第五項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

◎ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年九月八日法律第百五十二号）（平成二十四年四月一日施行分）  
 （附則第六十七条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(療養の給付)                      第五十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入院時食事療養費)                      第五十七条の三 (略)</p> <p>2、6 (略)</p> <p>(入院時生活療養費)                      第五十七条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。</p>	<p>(療養の給付)                      第五十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  第一項の給付（健康保険法第六十三条第四項に規定する厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第七条第二十六項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。</p> <p>(入院時食事療養費)                      第五十七条の三 (略)</p> <p>2、6 (略)</p> <p>7  第五十六条第三項の規定は、入院時食事療養費の支給について準用する。</p> <p>(入院時生活療養費)                      第五十七条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第五十六条第三項及び前条第三項から第六項までの規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。</p>

<p>(保険外併用療養費)  第五十七条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第五十七条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(保険外併用療養費)  第五十七条の五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第五十六条第三項及び第五十七条の三第三項から第六項までの規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(家族療養費)  第五十九条 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>7 第五十七条の三第六項並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>(家族療養費)  第五十九条 (略)</p> <p>2 5 6 (略)</p> <p>7 第五十六条第三項、第五十七条の三第六項並びに第五十八条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。</p> <p>8・9 (略)</p>

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）  
（附則第七十三条関係）

（平成十八年十月一日施行分）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給付）</p> <p>第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費</p> <p>二 十三（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十</p>	<p>（給付）</p> <p>第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一 療養の給付、入院時食事療養費、<u>特定療養費</u>、療養費、訪問看護療養費及び移送費</p> <p>二 十三（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十六条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十二条、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の三まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十</p>

一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七條第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、「第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十七条第二項	第五十五条第一項第三号に掲げる保険医療機関	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三

一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七條第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、「第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四十七条第二項	第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは	学校法人等（私立学校教職員共済法第十四条第一項に規定する学校法人等をいう。以下同じ。）が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第五十五条第一項第三

第五十五条第三項	(略)	運営規則	(略)	特定長期入院組員	財務省令	医師	又は健康保険法	
第五十五条の二第一項	(略)	財務省令	(略)	特定長期入院組員	財務省令	その保険医又は主治の医師		
第五十五条の三第一項及び第五十五条の四第一項	(略)	特定長期入院組員	(略)	特定長期入院加入者	文部科学省令	医師又は主治の医師	若しくは健康保険法	号に掲げる保険医療機関
	(略)	共済運営規則	(略)	特定長期入院加入者	文部科学省令	その学校法人等、保険医又は主治の医師	若しくは健康保険法	号に掲げる保険医療機関

第五十五条第三項	(略)	運営規則	(略)		財務省令	医師		
	(略)	共済運営規則	(略)		文部科学省令	医師又は主治の医師		号に規定する保険医療機関若しくは

(略)

(略)

(略)

(報告の請求及び検査)

第四十六条 文部科学大臣は、事業団の療養に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行った保険医療機関若しくは保険薬局(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下この条において同じ。)若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関若しくは保険薬局について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 (略)

3 保険医療機関若しくは保険薬局若しくはその管理者又は指定訪問看護事業者が正当な理由がなく、前二項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定の同意を拒んだときは、文部科学大臣は、事業団に対して当該保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることができる。

(略)

(略)

(略)

(報告の請求及び検査)

第四十六条 文部科学大臣は、事業団の療養に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る療養を行った保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関(第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第五十五条第一項第三号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下この条において同じ。)若しくは当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関について、その管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 (略)

3 保険医療機関、保険薬局若しくは特定承認保険医療機関若しくはその管理者又は指定訪問看護事業者が正当な理由がなく、前二項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定の同意を拒んだときは、文部科学大臣は、事業団に対して当該保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者に対する費用の支払を一時差し止めるべきことを命ずることができる。

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）  
（附則第七十四条関係）

（平成十九年四月一日施行分）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国家公務員共済組合法の準用） 第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十二条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十二の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）、及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の九の二、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定</p>	<p>（国家公務員共済組合法の準用） 第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条並びに第九十二条を除く。）、第一百一十一条第一項及び第三項、第一百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十二の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）、及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九、附則第十三条の九の二、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項及び第三項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第二百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第</p>



を除く。)中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六十六条第一項	第六十八条の三	第六十八条
三分の二		百分の八十

三項の規定を除く。)中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第五十五条の二第一項	財務省令	文部科学省令
(略)	(略)	(略)
第六十六条第一項	百分の六十五	百分の八十

(略)	第六十七条第一項	(略)	(略)
(略)	組合員で	三分の二	百分の八十
(略)	加入者で		
(略)			

附 則

26 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二條第一項中「区分」とあるのは「区分（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」と、第二十三條第一項後段中「当該標準給与の額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする」とあるのは「当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準給与の額の累計額が政令で定める金額を超えることとなる場合には、当該累計額が当該政令で定める金額となるようその月の標準給与の額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の額の標準給与の額は零とする」とする。

(略)	第六十七条第一項	(略)	(略)
(略)	組合員で	百分の六十五	百分の八十
(略)	加入者で		
(略)			

附 則

26 前項の規定による標準給与の区分の改定が行われた場合においては、第二十二條第一項中「区分」とあるのは「区分（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」と、第二十三條第一項後段中「百五十万円を」とあるのは「百五十万円（附則第二十五項の規定により標準給与の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」とする。

◎ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）  
（附則第七十五条関係）

（平成二十年四月一日施行分）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 高齡の教職員等に係る特例（第三十八条の二―第四十条）</p> <p>第九章・第十章（略）</p> <p>第十一章 罰則（第五十条―第五十二条）</p> <p>附則</p> <p>（給付）</p> <p>第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 高額療養費及び高額介護合算療養費</p> <p>四～十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条及び第九十六条を除く。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章（略）</p> <p>第八章 七十歳以上の教職員等に係る特例（第三十九条・第四十条）</p> <p>第九章・第十章（略）</p> <p>第十一章 罰則（第五十条・第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>（給付）</p> <p>第二十条 この法律による短期給付は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 高額療養費</p> <p>四～十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条及び第九十六条を除く。</p>

）、第百十一条第一項及び第三項、第百十二条、第百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入

）、第百十一条第一項及び第三項、第百十二条、第百二十六条の五、附則第十二条（第八項を除く。）、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第二条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条第三項、第六十七条第二項、第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第百二十六条の五第五項第四号、附則第十二条第一項から第五項まで及び第九項、附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入

者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	<p>第二百二十六条の五 第二項</p>	(略)	<p>掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額</p>	(略)	<p>掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する任意継続加入者にあつては介護納付金（介護保険法の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金を含む。）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	<p>第二百二十六条の五 第二項</p>	(略)	<p>掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額</p>	(略)	<p>掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する任意継続加入者にあつては介護納付金（介護保険法の規定による納付金をいう。以下同じ。）に係る掛金を含む。）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	附則第十二条第六項			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	掛金（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職加入者にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）	(略)	(略)

(福祉事業)

第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

- 一 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

(略)	附則第十二条第六項			(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	掛金及び国の負担金（介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び国の負担金を含む。）の合算額	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	掛金（老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含み、介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職加入者にあつては介護納付金に係る掛金を含む。）	(略)	(略)

(福祉事業)

第二十六条 事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に掲げる福利及び厚生に関する事業を行う。

- 一 加入者及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他

第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この号及び第三十五条第三項において「特定健康診査等」という。）並びに特定健康診査等以外の事業であつて加入者及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

二〇七（略）

二〇四（略）

（国及び都道府県の補助）

第三十五条（略）

2（略）

3 国は、予算の範囲内において、事業団の共済業務に係る事務及び特定健康診査等の実施に要する費用を補助することができる。

4（略）

第八章 高齢の教職員等に係る特例

（短期給付に関する規定の適用の特例）

第三十八条の二 この法律の短期給付に関する規定は、教職員等のうち、後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（第三項において「後期高齢者医療の被保険者等」という。）に該当するものには、適用しない。

2 この法律の短期給付に関する規定の適用を受ける加入者が前項の規定によりその適用を受けないこととなつたときは、この法律の短期給

の健康の保持増進のための必要な事業

二〇七（略）

二〇四（略）

（国及び都道府県の補助）

第三十五条（略）

2（略）

3 国は、予算の範囲内において、事業団の共済業務に係る事務に要する費用を補助することができる。

4（略）

第八章 七十歳以上の教職員等に係る特例

付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職したものとみなす。

3| 第一項の規定により短期給付に関する規定の適用を受けない者が後期高齢者医療の被保険者等に該当しないこととなつたときは、この法律の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に教職員等となつたものとみなす。

(掛金率の特例)

第三十八条の三 前条第一項の規定により短期給付に関する規定を適用しないこととされた加入者の掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程で定める。

(秘密保持義務)

第四十七条の四 事業団の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、共済業務（事業団法第二十三条第一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号の業務に限る。）に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五十二条 第四十七条の四の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附 則

(国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における任意継続加入者等に係る掛金の特例)

31| 当分の間、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行わ



れる場合における第二十五条の規定の適用については、同条の表第一百二十六条の五第二項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「に係る掛金を含み」とあるのは「並びに国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金に係る掛金を含み」とする。

32| 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十五条の規定の適用については、同条の表第一百二十六条の五第二項の項下欄及び附則第十二条第六項の項下欄中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

33| (介護納付金に係る掛金の徴収の特例)

(略)

34| 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五条の表第一百二十六条の五第二項の項下欄中「任意継続加入者」とあるのは「任意継続加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。）」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「特例退職加入者」とあるのは「特例退職加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加

(介護納付金に係る掛金の徴収の特例)

31| (略)

32| 前項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとした場合においては、第二十五条の表第一百二十六条の五第二項の項下欄中「任意継続加入者」とあるのは「任意継続加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない任意継続加入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者がある者で共済規定で定めるものに限る。）」と、同表附則第十二条第六項の項下欄中「特例退職加入者」とあるのは「特例退職加入者及び介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加入者（介護保険第二号被保険者の資格を有しない特例退職加

入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者が  
ある者で共済規定で定めるものに限る。」と、第二十七条第三項中  
「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十三項」とする。

(教育の事業)

35|  
(略)

入者にあつては、介護保険第二号被保険者の資格を有する被扶養者が  
ある者で共済規定で定めるものに限る。」と、第二十七条第三項中  
「前二項」とあるのは「前二項及び附則第三十四項」とする。

(教育の事業)

33|  
(略)

◎ 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（平成二十年四月一日施行分）  
 （附則第七十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 〇九（略）</p> <p>2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、<u>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）の規定による納付金並びに国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務</u>を行う。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する<u>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第五号に掲げる</u></p>	<p>（業務）</p> <p>第二十三条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 〇九（略）</p> <p>2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、<u>老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による拠出金、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金、介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）の規定による納付金及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務</u>を行う。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第三十三条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第二十三条第一項第六号の業務、同条第二項に規定する<u>老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理（第五号に掲げるものを除く。）</u></p>

ものを除く。）

三〇五 (略)

2 (略)

附則

(国民健康保険法の規定による拠出金等の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十三条の二 当分の間、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、第二十三条第二項中「介護保険法」とあるのは「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する拠出金、介護保険法」と、第三十三条第一項第二号中「並びに介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法附則第十条第一項に規定する拠出金並びに介護保険法」とする。

2 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等の納付が同条第二項の規定により行われる場合における第二十三条第二項及び第三十三条第一項第二号の規定の適用については、これらの規定中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合に

三〇五 (略)

2 (略)

附則

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合における事業団の業務の特例)

第十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合に

おける第二十三条第二項及び第三十三条第一項第三号の規定の適用については、第二十三条第二項中「並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による基礎年金拠出金並びに厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の規定による拠出金」と、第三十三条第一項第三号中「及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは「並びに同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金」とする。

おける第二十三条第二項及び第三十三条第一項第三号の規定の適用については、第二十三条第二項中「及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）の規定による拠出金」と、第三十三条第一項第三号中「及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは「並びに同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金」とする。

◎ 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（平成十八年十月施行）  
 （附則第七十七条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（療養等）                      第二十二條 自衛官、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補並びに学生（次項において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、<u>保</u>外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、<u>保</u>険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（療養等）                      第二十二條 自衛官、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補並びに学生（次項において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、<u>特</u>定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、<u>特</u>定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

◎ 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（平成二十年四月施行）  
 （附則第七十八条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（療養等）</p> <p>第二十二條 自衛官、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補並びに学生（次項において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による高額療養費又は高額介護合算療養費の支給は、本人が受けた療養に係るものとして政令で定めるものについて行う。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（療養等）</p> <p>第二十二條 自衛官、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補並びに学生（次項において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費若しくは高額療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による高額療養費の支給は、本人が受けた療養に係るものとして政令で定めるものについて行う。</p> <p>3 （略）</p>

◎ 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）（平成二十年四月施行）  
 （附則第七十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条 健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援助金等並ニ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及厚生年金保険事業（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ経営スル為並ニ児童手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニスル為通ジテ一ノ特別会計ヲ設置シ一般会計ト区分シテ經理ス</p> <p>第三条 健康勘定ニ於テハ健康保険事業経営上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第五項ノ規定ニ依ル納付金、健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル拠出金、事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援助金等、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費並ニ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為</p>	<p>第一条 健康保険事業（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル拠出金及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金並ニ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及厚生年金保険事業（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）ノ規定ニ依ル拠出金ノ負担ヲ含ム以下之ニ同ジ）ヲ経営スル為並ニ児童手当ニ関スル政府ノ經理ヲ明確ニスル為通ジテ一ノ特別会計ヲ設置シ一般会計ト区分シテ經理ス</p> <p>第三条 健康勘定ニ於テハ健康保険事業経営上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）第三条第五項ノ規定ニ依ル納付金、健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ規定ニ依ル拠出金、事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険給付費、老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費並ニ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費ニ充ツル為ノ業務勘定ヘノ繰入金及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入</p>